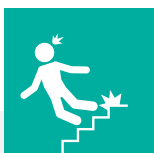


あ・ん・し・ん



● 手ごろな掛金で充実した保障

相互扶助のしくみで運営されており、掛金がお手ごろです。

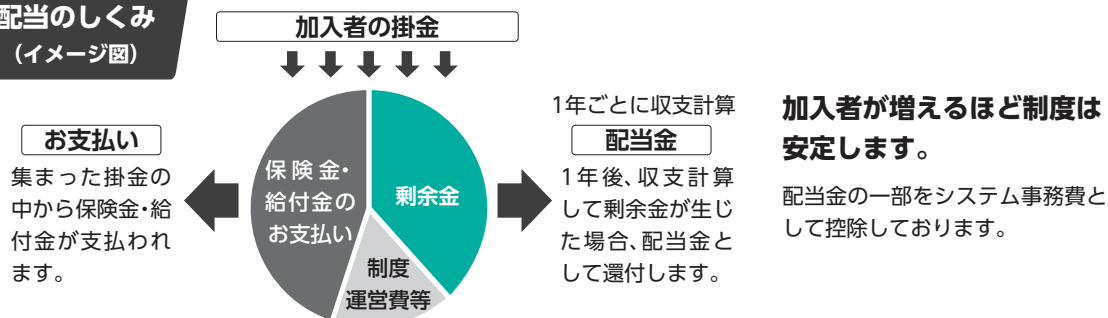
● 毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

● 配当金で実質負担を軽減

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

配当のしくみ (イメージ図)



新規加入される際は、保障内容や支払保険料を必ずご確認ください、
内容をご理解いただいたうえで申込書をご提出ください。



●【契約概要】・【注意喚起情報】はP11～17に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

申込締切日

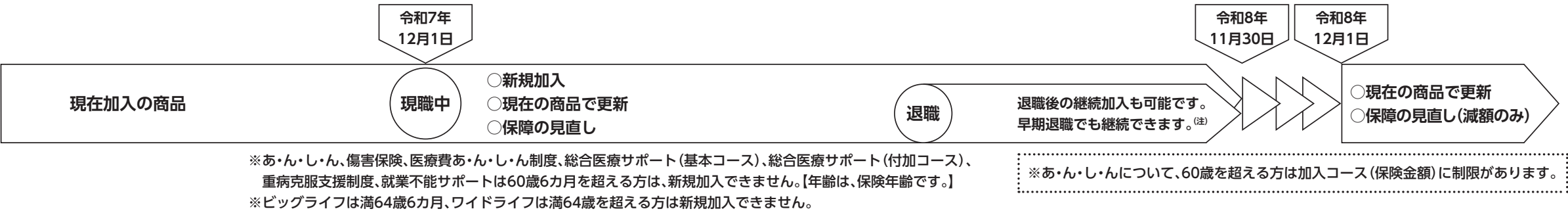
令和7年7月25日(金)

責任開始期
(加入日)

令和7年12月1日(月)

【契約者】 徳島県学校生活協同組合

あ・ん・し・んの概要



【保険期間満了日について】

※1 あ・ん・し・ん、傷害保険、医療費あ・ん・し・ん制度、総合医療サポート(基本コース)、総合医療サポート(付加コース)、医療保障保険、重病克服支援制度、就業不能サポートの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

(注) 退職後の継続加入について

1. 退職後の継続加入にはあ・ん・し・んの加入が要件となり、現職中の加入者のみの継続となります。
2. 退職後は、新規加入や保障額の増額をすることはできません。
3. 継続加入ご希望の際は、退職予定の2カ月前までにお申し出ください。

	商品の名称	退職時	69歳	70歳	71歳	79歳	80歳
万ーの場合 (死亡・高度障害) に備えて	あ・ん・し・ん 継続最高(可能)年齢80歳、満了時年齢81歳 ※1	保障内容・保険料詳細はP19へ					
ケガ・入院に備えて	傷害保険 継続最高(可能)年齢80歳、満了時年齢81歳 ※1	保障内容・保険料詳細はP33へ					
病気・ケガに備えて	医療費あ・ん・し・ん制度 継続最高(可能)年齢79歳、満了時年齢80歳 ※1	保障内容・保険料詳細はP35へ					
病気・ケガに備えて	総合医療サポート 基本コース 継続最高(可能)年齢79歳、満了時年齢80歳 ※1	保障内容・保険料詳細はP39へ					
	付加コース 継続最高(可能)年齢79歳、満了時年齢80歳 ※1	保障内容・保険料詳細はP40へ					
病気・ケガに備えて	医療保障保険 継続最高(可能)年齢69歳、満了時年齢70歳 ※1	保障内容・保険料詳細はP43へ					
特定疾病 (悪性新生物(がん)・ 急性心筋梗塞・脳卒中) に備えて	重病克服支援制度 継続最高(可能)年齢79歳、満了時年齢80歳 ※1	保障内容・保険料詳細はP47へ					
短期療養・休職 に備えて	ビッグライフ 保障内容・保険料詳細はP57へ						
長期療養・休職 に備えて	ワイドライフ 保障内容・保険料詳細はP59へ						
就業不能に備えて	就業不能サポート 継続最高(可能)年齢69歳、満了時年齢70歳 ※1	保障内容・保険料詳細はP61へ					
心と体の 健康づくりをサポート	健康づくりサポート サービス概要等はP65へ						

ビッグライフ、ワイドライフ、就業不能サポートについて退職後は継続できません。

あ・ん・し・んは令和7年12月1日～令和8年11月30日を保険期間とした団体保険です。

令和7年12月1日現在の保険年齢表

【あ・ん・し・ん、医療費あ・ん・し・ん制度、総合医療サポート（基本コース）、総合医療サポート（付加コース）、医療保障保険、重病克服支援制度、就業不能サポートの場合】

保険年齢	生 年 月 日
0歳	令和 7 年 6 月 2 日 ～ 令和 7 年12月 1 日
1歳	令和 6 年 6 月 2 日 ～ 令和 7 年 6 月 1 日
2歳	令和 5 年 6 月 2 日 ～ 令和 6 年 6 月 1 日
3歳	令和 4 年 6 月 2 日 ～ 令和 5 年 6 月 1 日
4歳	令和 3 年 6 月 2 日 ～ 令和 4 年 6 月 1 日
5歳	令和 2 年 6 月 2 日 ～ 令和 3 年 6 月 1 日
6歳	令和 元 年 6 月 2 日 ～ 令和 2 年 6 月 1 日
7歳	平成 30 年 6 月 2 日 ～ 令和 元 年 6 月 1 日
8歳	平成 29 年 6 月 2 日 ～ 平成 30 年 6 月 1 日
9歳	平成 28 年 6 月 2 日 ～ 平成 29 年 6 月 1 日
10歳	平成 27 年 6 月 2 日 ～ 平成 28 年 6 月 1 日
11歳	平成 26 年 6 月 2 日 ～ 平成 27 年 6 月 1 日
12歳	平成 25 年 6 月 2 日 ～ 平成 26 年 6 月 1 日
13歳	平成 24 年 6 月 2 日 ～ 平成 25 年 6 月 1 日
14歳	平成 23 年 6 月 2 日 ～ 平成 24 年 6 月 1 日
15歳	平成 22 年 6 月 2 日 ～ 平成 23 年 6 月 1 日
16歳	平成 21 年 6 月 2 日 ～ 平成 22 年 6 月 1 日
17歳	平成 20 年 6 月 2 日 ～ 平成 21 年 6 月 1 日
18歳	平成 19 年 6 月 2 日 ～ 平成 20 年 6 月 1 日
19歳	平成 18 年 6 月 2 日 ～ 平成 19 年 6 月 1 日
20歳	平成 17 年 6 月 2 日 ～ 平成 18 年 6 月 1 日
21歳	平成 16 年 6 月 2 日 ～ 平成 17 年 6 月 1 日
22歳	平成 15 年 6 月 2 日 ～ 平成 16 年 6 月 1 日
23歳	平成 14 年 6 月 2 日 ～ 平成 15 年 6 月 1 日
24歳	平成 13 年 6 月 2 日 ～ 平成 14 年 6 月 1 日
25歳	平成 12 年 6 月 2 日 ～ 平成 13 年 6 月 1 日
26歳	平成 11 年 6 月 2 日 ～ 平成 12 年 6 月 1 日
27歳	平成 10 年 6 月 2 日 ～ 平成 11 年 6 月 1 日
28歳	平成 9 年 6 月 2 日 ～ 平成 10 年 6 月 1 日
29歳	平成 8 年 6 月 2 日 ～ 平成 9 年 6 月 1 日
30歳	平成 7 年 6 月 2 日 ～ 平成 8 年 6 月 1 日
31歳	平成 6 年 6 月 2 日 ～ 平成 7 年 6 月 1 日
32歳	平成 5 年 6 月 2 日 ～ 平成 6 年 6 月 1 日
33歳	平成 4 年 6 月 2 日 ～ 平成 5 年 6 月 1 日
34歳	平成 3 年 6 月 2 日 ～ 平成 4 年 6 月 1 日
35歳	平成 2 年 6 月 2 日 ～ 平成 3 年 6 月 1 日
36歳	平成 元 年 6 月 2 日 ～ 平成 2 年 6 月 1 日
37歳	昭和 63 年 6 月 2 日 ～ 平成 元 年 6 月 1 日
38歳	昭和 62 年 6 月 2 日 ～ 昭和 63 年 6 月 1 日
39歳	昭和 61 年 6 月 2 日 ～ 昭和 62 年 6 月 1 日
40歳	昭和 60 年 6 月 2 日 ～ 昭和 61 年 6 月 1 日

保険年齢	生 年 月 日
41歳	昭和 59 年 6 月 2 日 ～ 昭和 60 年 6 月 1 日
42歳	昭和 58 年 6 月 2 日 ～ 昭和 59 年 6 月 1 日
43歳	昭和 57 年 6 月 2 日 ～ 昭和 58 年 6 月 1 日
44歳	昭和 56 年 6 月 2 日 ～ 昭和 57 年 6 月 1 日
45歳	昭和 55 年 6 月 2 日 ～ 昭和 56 年 6 月 1 日
46歳	昭和 54 年 6 月 2 日 ～ 昭和 55 年 6 月 1 日
47歳	昭和 53 年 6 月 2 日 ～ 昭和 54 年 6 月 1 日
48歳	昭和 52 年 6 月 2 日 ～ 昭和 53 年 6 月 1 日
49歳	昭和 51 年 6 月 2 日 ～ 昭和 52 年 6 月 1 日
50歳	昭和 50 年 6 月 2 日 ～ 昭和 51 年 6 月 1 日
51歳	昭和 49 年 6 月 2 日 ～ 昭和 50 年 6 月 1 日
52歳	昭和 48 年 6 月 2 日 ～ 昭和 49 年 6 月 1 日
53歳	昭和 47 年 6 月 2 日 ～ 昭和 48 年 6 月 1 日
54歳	昭和 46 年 6 月 2 日 ～ 昭和 47 年 6 月 1 日
55歳	昭和 45 年 6 月 2 日 ～ 昭和 46 年 6 月 1 日
56歳	昭和 44 年 6 月 2 日 ～ 昭和 45 年 6 月 1 日
57歳	昭和 43 年 6 月 2 日 ～ 昭和 44 年 6 月 1 日
58歳	昭和 42 年 6 月 2 日 ～ 昭和 43 年 6 月 1 日
59歳	昭和 41 年 6 月 2 日 ～ 昭和 42 年 6 月 1 日
60歳	昭和 40 年 6 月 2 日 ～ 昭和 41 年 6 月 1 日
61歳	昭和 39 年 6 月 2 日 ～ 昭和 40 年 6 月 1 日
62歳	昭和 38 年 6 月 2 日 ～ 昭和 39 年 6 月 1 日
63歳	昭和 37 年 6 月 2 日 ～ 昭和 38 年 6 月 1 日
64歳	昭和 36 年 6 月 2 日 ～ 昭和 37 年 6 月 1 日
65歳	昭和 35 年 6 月 2 日 ～ 昭和 36 年 6 月 1 日
66歳	昭和 34 年 6 月 2 日 ～ 昭和 35 年 6 月 1 日
67歳	昭和 33 年 6 月 2 日 ～ 昭和 34 年 6 月 1 日
68歳	昭和 32 年 6 月 2 日 ～ 昭和 33 年 6 月 1 日
69歳	昭和 31 年 6 月 2 日 ～ 昭和 32 年 6 月 1 日
70歳	昭和 30 年 6 月 2 日 ～ 昭和 31 年 6 月 1 日
71歳	昭和 29 年 6 月 2 日 ～ 昭和 30 年 6 月 1 日
72歳	昭和 28 年 6 月 2 日 ～ 昭和 29 年 6 月 1 日
73歳	昭和 27 年 6 月 2 日 ～ 昭和 28 年 6 月 1 日
74歳	昭和 26 年 6 月 2 日 ～ 昭和 27 年 6 月 1 日
75歳	昭和 25 年 6 月 2 日 ～ 昭和 26 年 6 月 1 日
76歳	昭和 24 年 6 月 2 日 ～ 昭和 25 年 6 月 1 日
77歳	昭和 23 年 6 月 2 日 ～ 昭和 24 年 6 月 1 日
78歳	昭和 22 年 6 月 2 日 ～ 昭和 23 年 6 月 1 日
79歳	昭和 21 年 6 月 2 日 ～ 昭和 22 年 6 月 1 日
80歳	昭和 20 年 6 月 2 日 ～ 昭和 21 年 6 月 1 日

はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。

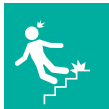


万一の備え

あ・ん・し・ん

年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付子ども特約付子ども災害保障特約付団体定期保険【生命保険】

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 不慮の事故による死亡・高度障害のときは、上乘せして保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



ケガへの備え

傷害保険

天災補償特約付入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(730日用)付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。



病気・ケガへの備え

医療費あ・ん・し・ん制度

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。



重い病気への備え

総合医療サポート

基本コース
代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】

- <基本コース>
- 病気や不慮の事故による傷害を原因とした入院、所定の手術などを保障します。
 - 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は、支払日数無制限です。



三大疾病・介護等への備え

付加コース
医療保険【損害保険】

親介護コースはP10をご確認ください。

- <付加コース>
- 三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病の場合、上乘せして保障します。
 - 所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。



病気・ケガへの備え

医療保障保険

短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】

- 病気やケガによる入院を保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)

ご加入いただける方

本人

生協組合員(再任用含む)で、17歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)

配偶者

満18歳以上60歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)

子ども

2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方^{注★}

[年齢は令和7年12月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

生協組合員(再任用含む)で、18歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)^{注●}

あ・ん・し・んへの加入が必要です

18歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)^{注●}

2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方^{注★・注●}

[年齢は令和7年12月1日現在の満年齢です。]

生協組合員(再任用含む)で、17歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)

あ・ん・し・んへの加入が必要です

満18歳以上60歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)

22歳6カ月までの方^{注☆}

[年齢は令和7年12月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

生協組合員(再任用含む)で、17歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)

あ・ん・し・んへの加入が必要です

満18歳以上60歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)

(ご加入いただけません)

[年齢は令和7年12月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

生協組合員(再任用含む)で、18歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)

あ・ん・し・んへの加入が必要です

18歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)

(ご加入いただけません)

[年齢は令和7年12月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

生協組合員(再任用含む)で、17歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)

あ・ん・し・んへの加入が必要です

満18歳以上60歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)

22歳6カ月までの方^{注☆}

[年齢は令和7年12月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

注★☆●は9ページをご確認ください。

はじめに

掲載ページ

契約概要

注意喚起情報

P.19

あ・ん・し・ん

傷害保険

医療費あ・ん・し・ん制度

P.33

総合医療サポート

医療保障保険

重病克服支援制度

P.35

ビッグライフ

ワイドライフ

就業不能サポート

健康づくりサポート

P.39

ご注意いただきたいこと

P.40

P.43

次ページに続く



重い病気
への備え

重病克服支援制度

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

商品の特長

- 7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニース特約)

ご加入いただける方

本人

生協組合員(再任用含む)で、17歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)

あ・ん・し・んへの加入が必要です

配偶者

満18歳以上60歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)

子ども

(ご加入いただけません)

[年齢は令和7年12月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

掲載
ページ

P.47



休職
への備え

ビッグライフ

天災補償特約付所得補償保険【損害保険】

- 病気やケガによる療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。
- 保険期間中に就業不能が発生しなかった場合、保険料の20%を返れいします。

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

生協組合員(再任用含む)で、18歳から64歳6カ月までの方

あ・ん・し・んへの加入が必要です

[年齢は令和7年12月1日現在の満年齢です。]

P.57



長期休職
への備え

ワイドライフ

天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】

- 病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

生協組合員(再任用含む)で、18歳から64歳6カ月までの方

あ・ん・し・んへの加入が必要です

[年齢は令和7年12月1日現在の満年齢です。]

P.59



就業不能
への備え

就業不能サポート

特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】

- 病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

生協組合員(再任用含む)で、17歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)

あ・ん・し・んへの加入が必要です

[年齢は令和7年12月1日現在の満年齢です。]

P.61

はじめに

契約概要

注意喚起情報

あ・ん・し・ん

傷害保険

医療費あ・ん・し・ん制度

総合医療サポート

医療保障保険

重病克服支援制度

ビッグライフ

ワイドライフ

就業不能サポート

健康づくりサポート

ご注意いただきたいこと



健康増進

商品の名称

健康づくりサポート

健康づくりサポート

商品の特長

- 健康増進に役立つ情報を提供します。
- 楽しいオリジナルメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。

ご加入いただける方

本人

配偶者

子ども

ご加入いただける方についてはP65をご覧ください。

掲載
ページ

P.65

その他ご加入にあたっての 注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- 総合医療サポート<付加コース>のみのご加入はできません。総合医療サポート<基本コース>と同額にてご加入ください。
- 親介護コース(総合医療サポート<付加コース>)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の総合医療サポート<付加コース>とセットで、配偶者の親は配偶者の総合医療サポート<付加コース>とセットでご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

総合医療サポート<付加コース>

本人・配偶者の親

親介護コース

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、44歳6カ月を超え80歳6カ月までの方

[年齢は令和7年12月1日現在の満年齢です。]



ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.14

はじめに

契約概要

注意喚起情報

あ・ん・し・ん

傷害保険

医療費あ・ん・し・ん制度

総合医療サポート

医療保障保険

重病克服支援制度

ビッグライフ

ワイドライフ

就業不能サポート

健康づくりサポート

ご注意ください

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではあ・ん・し・ん・傷害保険・医療保障保険・医療費あ・ん・し・ん制度・就業不能サポート・総合医療サポート＜基本コース＞・総合医療サポート＜付加コース＞・重病克服支援制度・ビッグライフ・ワイドライフについて記載しております。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
- なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）と保険料

主な保障内容

- 保障内容（保険金額・給付金額、付加された特約）は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

あ・ん・し・ん	P.19	傷害保険	P.33	医療費あ・ん・し・ん制度	P.35
総合医療サポート＜基本コース＞	P.39	総合医療サポート＜付加コース＞	P.40	医療保障保険	P.43
重病克服支援制度	P.47	ビッグライフ	P.57	ワイドライフ	P.59
就業不能サポート	P.61				

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 毎月の給与から控除します。（初回は12月分から）
あ・ん・し・んのボーナス給付分は、夏および冬のボーナス月に給与から控除します。（初回は12月分から）

3 配当金

- 配当金の対象となる商品（下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。）

あ・ん・し・ん

医療保障保険

就業不能サポート

あ・ん・し・ん・医療保障保険・就業不能サポートは、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

（事務幹事） 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

【あ・ん・し・ん】

明治安田生命保険相互会社

太陽生命保険株式会社

上記保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお引受保険会社等に変更されることがあります。

【医療保障保険】【医療費あ・ん・し・ん制度】【就業不能サポート】【総合医療サポート＜基本コース＞】【重病克服支援制度】

明治安田生命保険相互会社

【傷害保険】

明治安田損害保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

【総合医療サポート＜付加コース＞】【ビッグライフ】【ワイドライフ】

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではあ・ん・し・ん・傷害保険・医療保障保険・医療費あ・ん・し・ん制度・就業不能サポート・総合医療サポート＜基本コース＞・総合医療サポート＜付加コース＞・重病克服支援制度・ビッグライフ・ワイドライフについて記載しております。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。



特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限り、」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
- 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.68

補償の重複について(損害保険)

- 既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.86

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.5をご参照ください。

【あ・ん・し・ん・医療保障保険・医療費あ・ん・し・ん制度・就業不能サポート・総合医療サポート＜基本コース＞・総合医療サポート＜付加コース＞・重病克服支援制度・ワイドライフ】
STEP1・2へお進みください。

【ビッグライフ】

STEP1・2へお進みください。なお、職業・職務に関する告知もありますので、申込書でご確認ください。

【傷害保険】

就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP 1

まずは「申込日(告知日)現在」の
就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども・[本人・配偶者の親]

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに
過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

あ・ん・し・ん	重病克服支援制度 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	医療保障保険 医療費あ・ん・し・ん制度 就業不能サポート 総合医療サポート<基本コース> 総合医療サポート<付加コース>	ビッグライフ ワイドライフ
過去12カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表①記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。	過去3カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	過去5年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表①記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。	過去2年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
	●重病克服支援制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。 現在までの健康状態 ●申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。		

本人・配偶者の親

親介護コース

現在までの健康状態	●公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。
過去5年以内の健康状態	●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。(注)「治療」には指示・指導を含みます。 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

別表①	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表②	心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋委縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<あ・ん・し・ん・医療保障保険・医療費あ・ん・し・ん制度・就業不能サポート・総合医療サポート<基本コース>・重病克服支援制度の場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<総合医療サポート<基本コース>・重病克服支援制度の場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

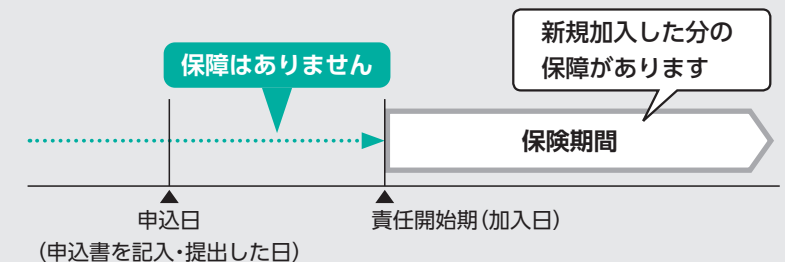
3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。

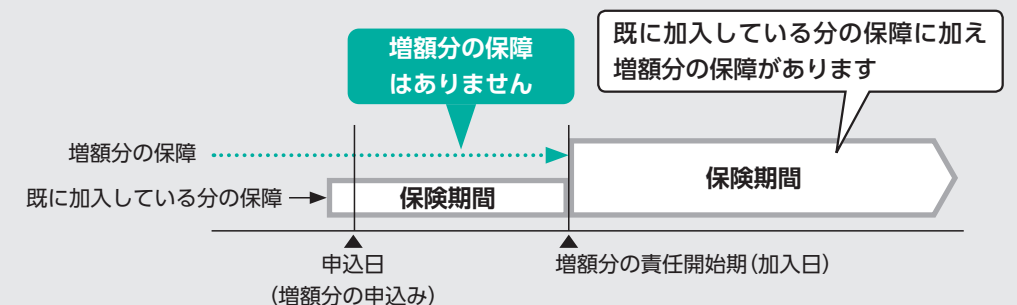
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。

- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に入っている保障額を増やしたとき(増額したとき)



<あ・ん・し・ん・医療保障保険・医療費あ・ん・し・ん制度・就業不能サポート・総合医療サポート<基本コース>・重病克服支援制度の場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.89**

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.16**



意向確認
ご加入前
ご確認

あ・ん・し・んは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和7年12月1日(月)～令和8年11月30日(月)
加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

加入対象区分	コース	一般の死亡・高度障害					
		一時金で受取られる場合	死亡・高度障害保険金を年金形式で受取られる場合				
		一時金 (死亡・高度障害保険金)	年金受取期間	年金月額給付 (平均)	ボーナス給付 (平均)	年金受取総額	年金原資 (死亡・高度障害保険金)
本人	月払	万円 3,300	年 25	万円約 12.2	万円約 －	万円約 3,671	万円 3,300
		2,600	25	9.6	－	2,892	2,600
		1,800	20	8.1	－	1,954	1,800
		1,400	15	8.2	－	1,484	1,400
		1,000	10	8.6	－	1,035	1,000
		600	5	10.1	－	606	600
		100	3	2.7	－	100	100
	月払＋ボーナス払併用	4,000	25	10.3	26.7	4,450	4,000
		3,800	25	9.6	26.7	4,227	3,800
		2,800	20	8.1	27.1	3,040	2,800
		2,200	15	8.2	28.2	2,332	2,200
		1,400	10	8.6	20.7	1,449	1,400
		900	5	10.1	30.3	909	900

不慮の事故による上乗せ給付			
死亡、特定感染症による死亡	高度障害	身体障害 (程度により)	5日以上入院 (120日を限度として)
災害保険金	障害給付金 (給付割合表第1級)	障害給付金 (給付割合表第2級～第6級)	入院給付金
万円 990	万円 990	万円 99 ～ 693	1日につき 円 14,850
780	780	78 ～ 546	11,700
540	540	54 ～ 378	8,100
420	420	42 ～ 294	6,300
300	300	30 ～ 210	4,500
180	180	18 ～ 126	2,700
30	30	3 ～ 21	450
840	840	84 ～ 588	12,600
780	780	78 ～ 546	11,700
540	540	54 ～ 378	8,100
420	420	42 ～ 294	6,300
300	300	30 ～ 210	4,500
180	180	18 ～ 126	2,700

加入対象区分		コース	一般の死亡・高度障害				
			一時金で受取られる場合	死亡・高度障害保険金を年金形式で受取られる場合			
			一時金 (死亡・高度障害保険金)	年金受取期間	年金月額給付 (平均)	ボーナス給付 (平均)	年金受取総額 (死亡・高度障害保険金)
配偶者	月払	800万円	800	一時金受取			
		400万円	400	一時金受取			
		100万円	100	一時金受取			
いづれも		400万円	400	一時金受取			
		100万円	100	一時金受取			

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。
- 記載の年金受取の内容は定額型確定年金の場合です。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金（保険金額）のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意



ご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、子どもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- ・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 P.68

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 P.70

不慮の事故による上乗せ給付				
死亡、特定感染症による死亡	高度障害	身体障害 (程度により)	5日以上入院 (120日を限度として)	
災害保険金	障害給付金 (給付割合表第1級)	障害給付金 (給付割合表第2級～第6級)	入院給付金	
万円 240	万円 240	万円 24 ～ 万円 168	1日につき	円 3,600
120	120	12 ～ 84	1,800	
30	30	3 ～ 21	450	
120	120	12 ～ 84	1,800	
30	30	3 ～ 21	450	

掛金

- 掛金（単位：円）
- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
 - また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

加入 対象 区分		性別・ 年齢 コース	男 性					
			月 払 部 分					
			18～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳
本 人	月 払	O	4,820	5,678	7,097	9,440	12,971	17,987
		J	3,840	4,516	5,634	7,480	10,262	14,214
		D	2,720	3,188	3,962	5,240	7,166	9,902
		C	2,160	2,524	3,126	4,120	5,618	7,746
		B	1,600	1,860	2,290	3,000	4,070	5,590
		A	1,040	1,196	1,454	1,880	2,522	3,434
		H	340	366	409	480	587	739
	月払＋ボーナス払併用	O1	4,120	4,848	6,052	8,040	11,036	15,292
		J1	3,840	4,516	5,634	7,480	10,262	14,214
		D1	2,720	3,188	3,962	5,240	7,166	9,902
		C1	2,160	2,524	3,126	4,120	5,618	7,746
		B1	1,600	1,860	2,290	3,000	4,070	5,590
		A1	1,040	1,196	1,454	1,880	2,522	3,434
配偶者	月 払	800万円	1,120	1,328	1,672	2,240	3,096	4,312
		400万円	560	664	836	1,120	1,548	2,156
		100万円	140	166	209	280	387	539
	一括	400万円	一律 460(3～22歳)					
		100万円	一律 115(3～22歳)					

(単位：円)

性別・ 年齢 コース	男 性					
	ボ ー ナ ス 部 分					
	18～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳
O	－	－	－	－	－	－
J	－	－	－	－	－	－
D	－	－	－	－	－	－
C	－	－	－	－	－	－
B	－	－	－	－	－	－
A	－	－	－	－	－	－
H	－	－	－	－	－	－
O1	7,040	8,912	12,008	17,120	24,824	35,768
J1	7,040	8,912	12,008	17,120	24,824	35,768
D1	5,900	7,460	10,040	14,300	20,720	29,840
C1	4,760	6,008	8,072	11,480	16,616	23,912
B1	2,480	3,104	4,136	5,840	8,408	12,056
A1	1,910	2,378	3,152	4,430	6,356	9,092
800万円	－	－	－	－	－	－
400万円	－	－	－	－	－	－
100万円	－	－	－	－	－	－
400万円	－	－	－	－	－	－
100万円	－	－	－	－	－	－

加入 対象 区分		性別・年齢 コース	女 性					
			月 払 部 分					
			18～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳
本 人	月 払	O	3,698	5,051	5,810	7,526	9,572	11,684
		J	2,956	4,022	4,620	5,972	7,584	9,248
		D	2,108	2,846	3,260	4,196	5,312	6,464
		C	1,684	2,258	2,580	3,308	4,176	5,072
		B	1,260	1,670	1,900	2,420	3,040	3,680
		A	836	1,082	1,220	1,532	1,904	2,288
		H	306	347	370	422	484	548
	月払＋ボーナス払併用	O1	3,168	4,316	4,960	6,416	8,152	9,944
		J1	2,956	4,022	4,620	5,972	7,584	9,248
		D1	2,108	2,846	3,260	4,196	5,312	6,464
		C1	1,684	2,258	2,580	3,308	4,176	5,072
		B1	1,260	1,670	1,900	2,420	3,040	3,680
		A1	836	1,082	1,220	1,532	1,904	2,288
配偶者	月 払	800万円	848	1,176	1,360	1,776	2,272	2,784
		400万円	424	588	680	888	1,136	1,392
		100万円	106	147	170	222	284	348
いづれも	払	400万円	一律 460(3～22歳)					
		100万円	一律 115(3～22歳)					

- 上記本人掛金には月払(200円)、ボーナス払(200円)の制度運営事務費が含まれております。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝令和7年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の年齢以外の方の掛金は引受保険会社までお問い合わせください。

(単位：円)

性別・年齢 コース	女 性					
	ボ ー ナ ス 部 分					
	18～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳
O	－	－	－	－	－	－
J	－	－	－	－	－	－
D	－	－	－	－	－	－
C	－	－	－	－	－	－
B	－	－	－	－	－	－
A	－	－	－	－	－	－
H	－	－	－	－	－	－
O1	4,592	7,544	9,200	12,944	17,408	22,016
J1	4,592	7,544	9,200	12,944	17,408	22,016
D1	3,860	6,320	7,700	10,820	14,540	18,380
C1	3,128	5,096	6,200	8,696	11,672	14,744
B1	1,664	2,648	3,200	4,448	5,936	7,472
A1	1,298	2,036	2,450	3,386	4,502	5,654
800万円	－	－	－	－	－	－
400万円	－	－	－	－	－	－
100万円	－	－	－	－	－	－
400万円	－	－	－	－	－	－
100万円	－	－	－	－	－	－

「あ・ん・し・ん」その他コース

保 障 内 容

【加入対象区分：本人】

加入 対象 区分		コース	一般の死亡・高度障害						不慮の事故による上乗せ給付			
			一時金で 受取られる 場合	死亡・高度障害保険金を年金形式で受取られる場合					死亡、 特定感染症 による死亡	高度障害	身体障害 (程度により)	5日以上の 入院 (120日を 限度として)
				一時金 (死亡・高度障 害保険金)	年金受取 期 間	年金月額 給付 (平均)	ボーナス 給付 (平均)	年金受取 総 額				
本 												

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

掛 金

（単位：円）

加入 対象 区分	性別・年齢 コース	男 性						性別・年齢 コース	女 性					
		月 払 部 分							月 払 部 分					
		18～ 35歳	36～ 40歳	41～ 45歳	46～ 50歳	51～ 55歳	56～ 60歳		18～ 35歳	36～ 40歳	41～ 45歳	46～ 50歳	51～ 55歳	56～ 60歳
本 人	X	5,310	6,298	7,932	10,630	14,696	20,472	X	4,018	5,576	6,450	8,426	10,782	13,214
	N	4,120	4,848	6,052	8,040	11,036	15,292	N	3,168	4,316	4,960	6,416	8,152	9,944
	E	2,860	3,354	4,171	5,520	7,553	10,441	E	2,214	2,993	3,430	4,418	5,596	6,812
	Z	551	616	723	901	1,168	1,548	Z	466	568	626	756	911	1,071

（単位：円）

加入 対象 区分	性別・年齢 コース	男 性						性別・年齢 コース	男 性					
		月 払 部 分							ボ ー ナ ス 部 分					
		18～ 35歳	36～ 40歳	41～ 45歳	46～ 50歳	51～ 55歳	56～ 60歳		18～ 35歳	36～ 40歳	41～ 45歳	46～ 50歳	51～ 55歳	56～ 60歳
（月払＋ボーナス併用コース） 本人	X1	4,930	5,814	7,276	9,690	13,328	18,496	X1	3,620	4,556	6,104	8,660	12,512	17,984
	N1	3,980	4,682	5,843	7,760	10,649	14,753	N1	7,610	9,638	12,992	18,530	26,876	38,732
	I1	3,420	4,018	5,007	6,640	9,101	12,597	I1	8,180	10,364	13,976	19,940	28,928	41,696
	M1	3,560	4,184	5,216	6,920	9,488	13,136	M1	6,470	8,186	11,024	15,710	22,772	32,804
	Q1	3,000	3,520	4,380	5,800	7,940	10,980	Q1	5,900	7,460	10,040	14,300	20,720	29,840
	L1	2,580	3,022	3,753	4,960	6,779	9,363	L1	5,900	7,460	10,040	14,300	20,720	29,840
	G1	2,160	2,524	3,126	4,120	5,618	7,746	G1	4,760	6,008	8,072	11,480	16,616	23,912
	Y1	2,440	2,856	3,544	4,680	6,392	8,824	Y1	3,050	3,830	5,120	7,250	10,460	15,020
	P1	1,880	2,192	2,708	3,560	4,844	6,668	P1	3,050	3,830	5,120	7,250	10,460	15,020

このページに記載のコースにつきましては、新規でのお申込みはできません。新規加入をご希望される場合には、19～26ページに記載のコースの中から
お選びください。

また、現在既にご加入いただいている方におかれましても、このページに記載のコースは今後廃止される予定となっております。19～26ページに記載
のいずれかのコースに変更いただきますようお願いいたします。

（単位：円）

加入 対象 区分	性別・年齢 コース	女 性						性別・年齢 コース	女 性					
		月 払 部 分							ボ ー ナ ス 部 分					
		18～ 35歳	36～ 40歳	41～ 45歳	46～ 50歳	51～ 55歳	56～ 60歳		18～ 35歳	36～ 40歳	41～ 45歳	46～ 50歳	51～ 55歳	56～ 60歳
（月払＋ボーナス併用コース） 本人	X1	3,774	5,168	5,950	7,718	9,826	12,002	X1	2,396	3,872	4,700	6,572	8,804	11,108
	N1	3,062	4,169	4,790	6,194	7,868	9,596	N1	4,958	8,156	9,950	14,006	18,842	23,834
	I1	2,638	3,581	4,110	5,306	6,732	8,204	I1	5,324	8,768	10,700	15,068	20,276	25,652
	M1	2,744	3,728	4,280	5,528	7,016	8,552	M1	4,226	6,932	8,450	11,882	15,974	20,198
	Q1	2,320	3,140	3,600	4,640	5,880	7,160	Q1	3,860	6,320	7,700	10,820	14,540	18,380
	L1	2,002	2,699	3,090	3,974	5,028	6,116	L1	3,860	6,320	7,700	10,820	14,540	18,380
	G1	1,684	2,258	2,580	3,308	4,176	5,072	G1	3,128	5,096	6,200	8,696	11,672	14,744

- ・上記掛金には月払（200円）、ボーナス払（200円）の制度運営事務費が含まれております。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝令和7年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- ・記載の年齢以外の方の掛金は引受会社までお問合わせください。

あ・ん・し・ん

特別取扱いについて

更新日時点で保険年齢が61歳以上（※昭和40年6月1日以前にお生まれの方）のご加入者に関するお取扱いについて

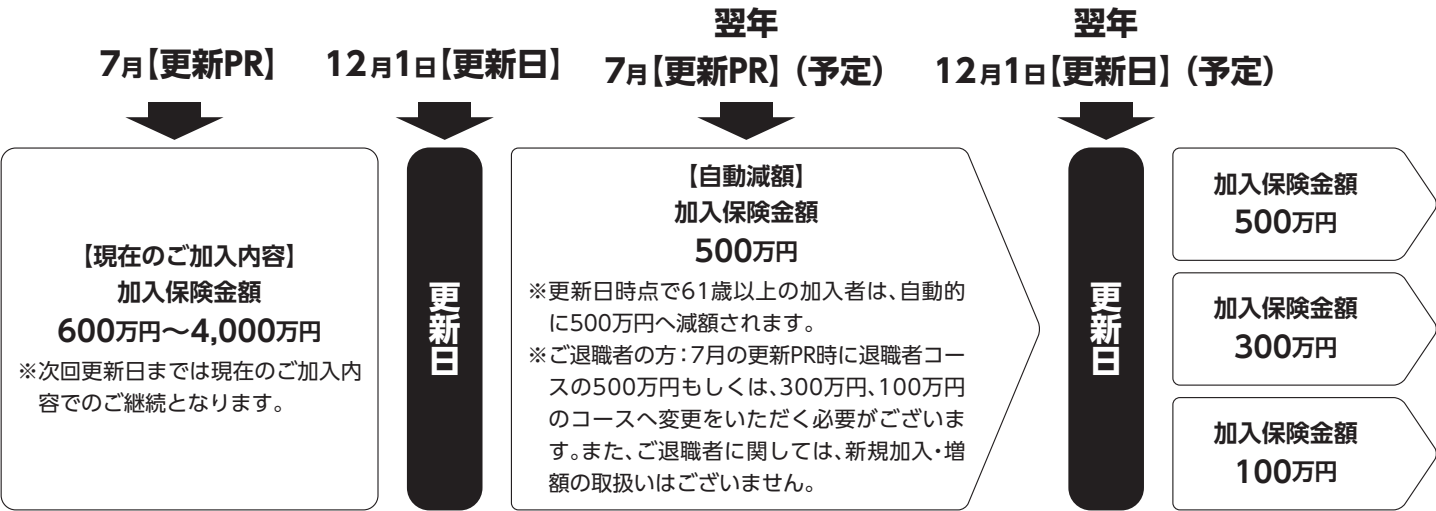
取扱いに関する変更点

更新日(令和7年12月1日)時点で保険年齢が61歳以上、かつ、加入保険金額が500万円以上のご加入者は、保険金額が500万円へ自動的に減額されるお取扱いとなります。(本人が500万円に減額されるお取扱いとなった場合、800万円に加入している配偶者は自動的に400万円へ減額となります。)

※令和5年7月の更新PR時に500万円以下に減額された方は、申込内容が優先されます。

※ご退職者の方は、退職者コースへ変更いただく必要がございます。

スケジュール例



掛金表

<A、B、C、D、J、E、N、O、Xコースの方> (単位：円)

保険年齢		61～65歳		66～70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
死亡・高度障害保険金（一時金）	掛 金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
500万円	月 払	4,205	2,435	6,030	3,135	7,760	4,020	8,540	4,430	9,445	4,910	10,495	5,440
保険年齢		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
死亡・高度障害保険金（一時金）	掛 金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
500万円	月 払	11,735	6,015	13,195	6,665	14,920	7,425	16,955	8,345	19,305	9,455	21,960	10,785

<A1、B1、C1、D1、O1、G1、I1、J1、L1、M1、N1、P1、Q1、X1、Y1コースの方> (単位：円)

死亡・高度障害保険金（一時金）		保険年齢	61～65歳		66～70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
500万円	内 訳	掛 金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	400万円	月 払	3,404	1,988	4,864	2,548	6,248	3,256	6,872	3,584	7,596	3,968	8,436	4,392
	100万円	ボーナス	4,736	2,612	6,926	3,452	9,002	4,514	9,938	5,006	11,024	5,582	12,284	6,218
死亡・高度障害保険金（一時金）		保険年齢	75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
500万円	内 訳	掛 金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	400万円	月 払	9,428	4,852	10,596	5,372	11,976	5,980	13,604	6,716	15,484	7,604	17,608	8,668
	100万円	ボーナス	13,772	6,908	15,524	7,688	17,594	8,600	20,036	9,704	22,856	11,036	26,042	12,632

<Zコースの方> (単位：円)

保険年齢		61～65歳		66～70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
死亡・高度障害保険金（一時金）	掛 金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
250万円	月 払	2,203	1,318	3,116	1,668	3,981	2,111	4,371	2,316	4,823	2,556	5,348	2,821
保険年齢		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
死亡・高度障害保険金（一時金）	掛 金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
250万円	月 払	5,968	3,108	6,698	3,433	7,561	3,813	8,578	4,273	9,753	4,828	11,081	5,493

<Hコースの方> (単位：円)

保険年齢		61～65歳		66～70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
死亡・高度障害保険金（一時金）	掛 金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
100万円	月 払	1,001	647	1,366	787	1,712	964	1,868	1,046	2,049	1,142	2,259	1,248
保険年齢		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
死亡・高度障害保険金（一時金）	掛 金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
100万円	月 払	2,507	1,363	2,799	1,493	3,144	1,645	3,551	1,829	4,021	2,051	4,552	2,317

- ・上記掛金には月払(200円)、ボーナス払(200円)の制度運営事務費が含まれております。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝令和7年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- ・記載の年齢以外の方の掛金は引受保険会社までお問い合わせください。

この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。

退職後継続制度掛金表

【加入対象区分：本人・配偶者・子ども】

保 障 内 容

加入対象区分	コース	一般の死亡・高度障害	不慮の事故による上乗せ給付			
		死亡・高度障害保険金	死亡、特定感染症による死亡	高度障害	身体障害 (程度により)	5日以上の入院 (120日を限度として)
			災害保険金	障害給付金 (給付割合表第1級)	障害給付金 (給付割合表第2級～第6級)	入院給付金
本人・配偶者	500万円 コース	500万円	150万円	150万円	15万円～105万円	1日につき2,250円
	300万円 コース	300	90	90	9～63	1,350
	100万円 コース	100	30	30	3～21	450
子ども	400万円	400	120	120	12～84	1,800
	100万円	100	30	30	3～21	450

掛 金 表

【加入対象区分：本人・配偶者・子ども】

500万円、300万円コースにご加入の方は、76歳以降は100万円に減額となります。

加入対象区分	保険年齢		61～65歳		66～70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
	死亡・高度障害保険金 (一時金)	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	500万円	月払	4,205	2,435	6,030	3,135	7,760	4,020	8,540	4,430	9,445	4,910	10,495	5,440
加入対象区分	保険年齢		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
	死亡・高度障害保険金 (一時金)	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	500万円	月払	11,735	6,015	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

加入対象区分	保険年齢		61～65歳		66～70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
	死亡・高度障害保険金 (一時金)	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	300万円	月払	2,603	1,541	3,698	1,961	4,736	2,492	5,204	2,738	5,747	3,026	6,377	3,344
加入対象区分	保険年齢		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
	死亡・高度障害保険金 (一時金)	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	300万円	月払	7,121	3,689	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(単位：円)

加入対象区分	保険年齢		61～65歳		66～70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
	死亡・高度障害保険金 (一時金)	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	100万円	月払	1,001	647	1,366	787	1,712	964	1,868	1,046	2,049	1,142	2,259	1,248
加入対象区分	保険年齢		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
	死亡・高度障害保険金 (一時金)	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	100万円	月払	2,507	1,363	2,799	1,493	3,144	1,645	3,551	1,829	4,021	2,051	4,552	2,317

(単位：円)

加入対象区分	保険年齢		61～65歳		66～70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
	死亡・高度障害保険金 (一時金)	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
配偶者	500万円	月払	4,005	2,235	5,830	2,935	7,560	3,820	8,340	4,230	9,245	4,710	10,295	5,240
加入対象区分	保険年齢		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
	死亡・高度障害保険金 (一時金)	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
配偶者	500万円	月払	11,535	5,815	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(単位：円)

加入対象区分	保険年齢		61～65歳		66～70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
	死亡・高度障害保険金 (一時金)	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
配偶者	300万円	月払	2,403	1,341	3,498	1,761	4,536	2,292	5,004	2,538	5,547	2,826	6,177	3,144
加入対象区分	保険年齢		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
	死亡・高度障害保険金 (一時金)	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
配偶者	300万円	月払	6,921	3,489	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(単位：円)

加入対象区分	保険年齢		61～65歳		66～70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
	死亡・高度障害保険金 (一時金)	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
配偶者	100万円	月払	801	447	1,166	587	1,512	764	1,668	846	1,849	942	2,059	1,048
加入対象区分	保険年齢		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
	死亡・高度障害保険金 (一時金)	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
配偶者	100万円	月払	2,307	1,163	2,599	1,293	2,944	1,445	3,351	1,629	3,821	1,851	4,352	2,117

(単位：円)

加入対象区分	死亡・高度障害保険金 (一時金)	掛 金
子ども	400万円	一律460 (3～22歳)
	100万円	一律115 (3～22歳)

- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回到遡って精算致します。
- 記載の掛金には200円の制度運営事務費が含まれております。(本人のみが対象)
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳＝令和7年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人) です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。



ケガへの備え

保険期間 令和7年12月1日(月)～令和8年11月30日(月)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。

こんな時に補償されます。



車にはねられケガをした



階段でころんでケガをした



自転車でもろんでケガをした



職場でドアにぶつかりケガをした

意向確認
ご加入前
ご確認

傷害保険は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本 人・配偶者	こども
		5コース	6コース
傷 害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内に入院保険金の支払事由に 該当した場合で、事故発生の日からその日を含めて730日が限度) [入院保険金]	日額 2,800円	日額 2,800円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	1.4 または 2.8万円	1.4 または 2.8万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 1,700円	日額 1,700円
	月 額 掛 金	690	690

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.70**



保険期間 令和7年12月1日(月)～令和8年11月30日(月)
加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】
・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容		本 人・配偶者・子ども	本 人・配偶者
		2.5万円	5万円
基本保障	病気・ケガで入院したとき (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) ＜治療支援給付特約＞ [入院支援給付金]	支援給付金額 2.5万円	支援給付金額 5万円
基本保障	「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) ＜治療支援給付特約＞ [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円	手術1回につき 支援給付金額 5万円
基本保障	「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき ＜治療支援給付特約＞ [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円
基本保障	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) ＜先進医療給付特約＞ [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかわる費用と同額	

●給付金の受取人は次の通りです。
各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.73**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.75**

加入取扱いに関するご注意

！ ●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

意向確認
ご加入前
のご確認

医療費あ・ん・し・ん制度は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

掛金

●月額掛金 (単位：円)

＜基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約＞

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

＜支援給付金額2.5万円・5万円＞

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	2.5万円	5万円	2.5万円	5万円
18～20歳 (H17.6.2～H20.6.1)	320	565	265	455
21～25歳 (H12.6.2～H17.6.1)	283	490	363	650
26～30歳 (H7.6.2～H12.6.1)	290	505	483	890
31～35歳 (H2.6.2～H7.6.1)	308	540	538	1,000
36～40歳 (S60.6.2～H2.6.1)	368	660	528	980
41～45歳 (S55.6.2～S60.6.1)	440	805	515	955
46～50歳 (S50.6.2～S55.6.1)	560	1,045	560	1,045
51～55歳 (S45.6.2～S50.6.1)	713	1,350	625	1,175
56～60歳 (S40.6.2～S45.6.1)	958	1,840	728	1,380
61～65歳 (S35.6.2～S40.6.1)	1,275	2,475	895	1,715
66～69歳 (S31.6.2～S35.6.1)	1,473	2,870	1,118	2,160
70歳 (S30.6.2～S31.6.1)	1,575	3,075	1,233	2,390
71歳 (S29.6.2～S30.6.1)	1,635	3,195	1,293	2,510
72歳 (S28.6.2～S29.6.1)	1,700	3,325	1,353	2,630
73歳 (S27.6.2～S28.6.1)	1,770	3,465	1,410	2,745
74歳 (S26.6.2～S27.6.1)	1,850	3,625	1,475	2,875
75歳 (S25.6.2～S26.6.1)	1,933	3,790	1,538	3,000
76歳 (S24.6.2～S25.6.1)	2,010	3,945	1,603	3,130

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	2.5 万円	5 万円	2.5 万円	5 万円
77歳 (S23.6.2～S24.6.1)	2,110	4,145	1,678	3,280
78歳 (S22.6.2～S23.6.1)	2,195	4,315	1,748	3,420
79歳 (S21.6.2～S22.6.1)	2,300	4,525	1,830	3,585

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	基本保障	
	2.5万円	
0～22歳 (H15.6.2以降に生まれた方)	380	

重い病気
への備え三大疾病・
介護等への備え意向確認
ご加入前
ご確認

基本コースは、病気や不慮の事故による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。付加コースは、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。

ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

●疾病または三大疾病の発生(発病)には、疾病または三大疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
高度障害保険金および各給付金：被保険者

・本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、高度障害保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.79

約款規定については、参照ページをご確認ください。P.88

保障内容等(契約概要部分)

基本コース

加入対象者 本人 配偶者

- 病気や不慮の事故で、継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。

【保険契約の型：A型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額5,000円・3,000円】

保障内容	本 人・配偶者	
	5,000円	3,000円
病気で継続して2日以上入院のとき [疾病入院給付金]	日額 5,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数
災害で継続して2日以上入院のとき [災害入院給付金]	日額 5,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数
災害や病気で 所定の集中治療室管理を受けられたとき [集中治療給付金]	日額 5,000円 ×集中治療室管理日数	日額 3,000円 ×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき [手術給付金]	手術の種類に応じて 2.5・5・10・20 万円	手術の種類に応じて 1.5・3・6・12 万円
給付倍率40倍の 手術給付金の支払われる手術を受け、 手術の日から継続して30日以上入院のとき [手術後療養給付金]	1回の手術につき 5万円	1回の手術につき 3万円
死亡・高度障害のとき [死亡・高度障害保険金]	50万円	30万円

付加コース

加入対象者 本人 配偶者 本人・配偶者の親(親介護コースのみ)

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 所定の病気により所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

保障内容	本 人・配偶者	
	5,000円 A・Bコース	3,000円 C・Dコース
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 目的として1日以上入院したとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金]	日額 5,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 直接の目的として所定の手術を受けたとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金]	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
所定の要介護状態になったとき [介護保険金]	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)

女性のみ	保障内容	Bコース	Dコース
	女性疾病の治療を目的として 1日以上入院したとき [女性疾病入院保険金]	日額 5,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数
	女性疾病の治療を直接の目的として 所定の手術を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
	女性が特定障害の治療を直接の目的として 所定の形成術等を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20万円	手術の種類に応じて 6・12万円

親介護コースをセットすることができます。

親介護コース	保障内容	Gコース	Fコース	Eコース
	親が所定の要介護状態になったとき [親介護保険金]	親介護保険金額 300万円 (1回を限度)	親介護保険金額 200万円 (1回を限度)	親介護保険金額 100万円 (1回を限度)

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.81

掛金

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
- 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

基本コース

●月額掛金（単位：円）

＜保険期間1年、集団扱月払＞

＜保険契約の型：A型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額5,000円・3,000円＞

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本 人・配偶者		本 人・配偶者	
	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
18～20歳 (H17.6.2～H20.6.1)	1,340	804	1,325	795
21～25歳 (H12.6.2～H17.6.1)	1,465	879	1,445	867
26～30歳 (H7.6.2～H12.6.1)	1,605	963	1,590	954
31～35歳 (H2.6.2～H7.6.1)	1,710	1,026	1,700	1,020
36～40歳 (S60.6.2～H2.6.1)	1,845	1,107	1,835	1,101
41～45歳 (S55.6.2～S60.6.1)	2,080	1,248	2,055	1,233
46～50歳 (S50.6.2～S55.6.1)	2,580	1,548	2,545	1,527
51～55歳 (S45.6.2～S50.6.1)	3,005	1,803	2,940	1,764
56～60歳 (S40.6.2～S45.6.1)	3,690	2,214	3,560	2,136
61～65歳 (S35.6.2～S40.6.1)	4,925	2,955	4,695	2,817
66～70歳 (S30.6.2～S35.6.1)	6,980	4,188	6,590	3,954
71歳 (S29.6.2～S30.6.1)	8,185	4,911	7,680	4,608
72歳 (S28.6.2～S29.6.1)	8,715	5,229	8,165	4,899
73歳 (S27.6.2～S28.6.1)	9,375	5,625	8,760	5,256
74歳 (S26.6.2～S27.6.1)	10,150	6,090	9,460	5,676
75歳 (S25.6.2～S26.6.1)	11,070	6,642	10,295	6,177
76歳 (S24.6.2～S25.6.1)	12,090	7,254	11,200	6,720
77歳 (S23.6.2～S24.6.1)	13,235	7,941	12,210	7,326
78歳 (S22.6.2～S23.6.1)	14,520	8,712	13,345	8,007
79歳 (S21.6.2～S22.6.1)	16,020	9,612	14,670	8,802

付加コース

●月額掛金（単位：円）

＜入院保険金日額・手術基準日額：5,000円・3,000円、介護保険金額：全コース一律100万円＞

- 掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本 人・配偶者		本 人・配偶者	
	5,000 円 A コース	3,000 円 C コース	5,000円 Bコース	3,000円 Dコース
19～20歳 (H17.6.2～H19.6.1)	390	240	700	420
21～25歳 (H12.6.2～H17.6.1)	400	250	750	450
26～30歳 (H7.6.2～H12.6.1)	430	260	930	560
31～35歳 (H2.6.2～H7.6.1)	440	270	880	530
36～40歳 (S60.6.2～H2.6.1)	440	270	900	540
41～45歳 (S55.6.2～S60.6.1)	470	300	1,050	640
46～50歳 (S50.6.2～S55.6.1)	550	340	1,260	760
51～55歳 (S45.6.2～S50.6.1)	990	630	1,810	1,120
56～60歳 (S40.6.2～S45.6.1)	1,580	1,000	2,500	1,550
61～65歳 (S35.6.2～S40.6.1)	2,460	1,600	3,410	2,170
66～70歳 (S30.6.2～S35.6.1)	3,590	2,420	4,560	3,000
71～75歳 (S25.6.2～S30.6.1)	5,240	3,690	6,220	4,270
76～79歳 (S21.6.2～S25.6.1)	9,310	6,780	10,300	7,370

親介護コース

（単位：円） ＜親介護保険金額：300万円・200万円・100万円＞

親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	45歳 (S55.6.2 ∟ S56.6.1)	46～50歳 (S50.6.2 ∟ S55.6.1)	51～55歳 (S45.6.2 ∟ S50.6.1)	56～60歳 (S40.6.2 ∟ S45.6.1)	61～65歳 (S35.6.2 ∟ S40.6.1)	66～70歳 (S30.6.2 ∟ S35.6.1)	71～75歳 (S25.6.2 ∟ S30.6.1)	76～80歳 (S20.6.2 ∟ S25.6.1)
300万円 Gコース	50	100	210	440	940	1,950	4,150	8,830
200万円 Fコース	30	70	140	290	630	1,300	2,760	5,890
100万円 Eコース	20	30	70	150	310	650	1,380	2,940



病気・ケガ
への備え

保険期間 令和7年12月1日(月)～令和8年11月30日(月)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
- 給付金請求時の診断書代として、入院1回につき、一律3,000円の給付を受けられます。
(学生協自家共済より給付)

保障内容	本 人		配偶者・子ども
	5,000円	3,000円	2,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき	日額 5,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数	日額 2,000円 ×入院日数
[入院給付金]			
死亡したとき	年齢により異なります。掛金表をご確認ください。		
[死亡保険金]			

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。
入院給付金：主契約の被保険者
死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

そのほかにも保険金・給付金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.71**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.72**

意向確認
ご加入前
のご確認

医療保障保険は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

掛金

●月額掛金 (単位：円)

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	上段 掛金 下段 死亡保険金	本 人	
		5,000円	3,000円
18～19歳 (H18.6.2～H20.6.1)	掛金	1,400	900
	死亡保険金	542,900	497,100
20～24歳 (H13.6.2～H18.6.1)	掛金	1,700	1,100
	死亡保険金	484,800	533,300
25～29歳 (H8.6.2～H13.6.1)	掛金	2,000	1,300
	死亡保険金	681,800	712,100
30～34歳 (H3.6.2～H8.6.1)	掛金	2,100	1,300
	死亡保険金	727,300	557,600
35～39歳 (S61.6.2～H3.6.1)	掛金	2,100	1,300
	死亡保険金	680,600	519,400
40～44歳 (S56.6.2～S61.6.1)	掛金	2,300	1,500
	死亡保険金	593,000	634,900
45～49歳 (S51.6.2～S56.6.1)	掛金	2,600	1,700
	死亡保険金	500,000	569,200
50～54歳 (S46.6.2～S51.6.1)	掛金	3,400	2,200
	死亡保険金	623,200	605,800
55～59歳 (S41.6.2～S46.6.1)	掛金	4,400	2,800
	死亡保険金	572,100	497,100
60～64歳 (S36.6.2～S41.6.1)	掛金	6,000	3,900
	死亡保険金	531,300	506,300
65～69歳 (S31.6.2～S36.6.1)	掛金	8,600	5,700
	死亡保険金	494,000	514,100

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	上段 掛金 下段 死亡保険金	配偶者
		2,000円
18～19歳 (H18.6.2～H20.6.1)	掛金	600
	死亡保険金	331,400
20～24歳 (H13.6.2～H18.6.1)	掛金	700
	死亡保険金	254,500
25～29歳 (H8.6.2～H13.6.1)	掛金	800
	死亡保険金	272,700
30～34歳 (H3.6.2～H8.6.1)	掛金	800
	死亡保険金	169,700
35～39歳 (S61.6.2～H3.6.1)	掛金	800
	死亡保険金	161,100
40～44歳 (S56.6.2～S61.6.1)	掛金	900
	死亡保険金	190,700
45～49歳 (S51.6.2～S56.6.1)	掛金	1,000
	死亡保険金	123,100

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	上段 掛金 下段 死亡保険金	配偶者
		2,000円
50～54歳 (S46.6.2～S51.6.1)	掛金	1,300
	死亡保険金	162,300
55～59歳 (S41.6.2～S46.6.1)	掛金	1,700
	死亡保険金	171,200
60～64歳 (S36.6.2～S41.6.1)	掛金	2,300
	死亡保険金	150,000
65～69歳 (S31.6.2～S36.6.1)	掛金	3,200
	死亡保険金	100,800

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	上段 掛金 下段 死亡保険金	こども
		2,000円
0～22歳 (H15.6.2以降に生まれた方)	掛金	600
	死亡保険金	300,000

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。



重い病気
への備え

意向確認
ご加入前
ご確認

重病克服支援制度は、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和7年12月1日(月)～令和8年11月30日(月)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	本 人・配偶者			
		500万円	300万円	200万円	100万円
主契約	● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	500万円	300万円	200万円	100万円
	〔特定疾病保険金〕（※1）				
	● 死亡・所定の高度障害状態のとき				
	〔死亡・高度障害保険金〕（※1）				
7大疾病保障特約	● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	250万円	150万円	100万円	50万円
	〔7大疾病保険金〕（※2）				
がん・上皮内新生物保障特約	● 所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	50万円	30万円	20万円	10万円
	〔がん・上皮内新生物保険金〕（※2）				



ご注意

- （※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
（※2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

		〈主契約〉	〈7大疾病保障特約〉	〈がん・上皮内新生物保障特約〉	特約を付加した場合の合計受取額
		特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 500万円	7大疾病保険金 250万円 主契約の5割	がん・上皮内新生物保険金 50万円 主契約の1割	
特定疾病の保障	死亡・高度障害	●			500万円
	悪性新生物（がん） ^{（注）}	●	●	●	800万円
	急性心筋梗塞	●	●		750万円
	脳卒中	●	●		750万円
7大疾病の保障 ※特約を付加した場合	重度の糖尿病		●		250万円
	重度の高血圧性疾患		●		
	慢性腎不全		●		
	肝硬変		●		
上皮内新生物				●	50万円

（注）特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



ご注意

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意

 **ご注意** 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}
特定疾病保険金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
7大疾病保険金 ^{※13}	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物保険金		加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ます。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。  **P.67**

約款規定については、参照ページをご確認ください。  **P.88**

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。  **P.83**

掛金

●月額掛金（単位：円）　　＜保険期間１年、集団扱月払、主契約保険金額500万円・300万円・200万円・100万円＞

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

男性												
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本　人・配偶者											
	500万円			300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
18～20歳 (H17.6.2～ H20.6.1)	790	325	65	474	195	39	316	130	26	158	65	13
21～25歳 (H12.6.2～ H17.6.1)	1,045	350	65	627	210	39	418	140	26	209	70	13
26～30歳 (H7.6.2～ H12.6.1)	1,070	400	70	642	240	42	428	160	28	214	80	14
31～35歳 (H2.6.2～ H7.6.1)	1,315	525	80	789	315	48	526	210	32	263	105	16
36～40歳 (S60.6.2～ H2.6.1)	1,770	675	100	1,062	405	60	708	270	40	354	135	20
41～45歳 (S55.6.2～ S60.6.1)	2,440	975	150	1,464	585	90	976	390	60	488	195	30
46～50歳 (S50.6.2～ S55.6.1)	4,055	1,700	235	2,433	1,020	141	1,622	680	94	811	340	47
51～55歳 (S45.6.2～ S50.6.1)	6,710	2,700	360	4,026	1,620	216	2,684	1,080	144	1,342	540	72
56～60歳 (S40.6.2～ S45.6.1)	10,490	4,600	620	6,294	2,760	372	4,196	1,840	248	2,098	920	124
61～65歳 (S35.6.2～ S40.6.1)	16,335	7,325	1,135	9,801	4,395	681	6,534	2,930	454	3,267	1,465	227
66～70歳 (S30.6.2～ S35.6.1)	24,170	10,575	1,740	14,502	6,345	1,044	9,668	4,230	696	4,834	2,115	348
71歳 (S29.6.2～ S30.6.1)	30,410	13,025	2,075	18,246	7,815	1,245	12,164	5,210	830	6,082	2,605	415

男性												
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本　人・配偶者											
	500万円			300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
72歳 (S28.6.2～ S29.6.1)	32,855	13,900	2,195	19,713	8,340	1,317	13,142	5,560	878	6,571	2,780	439
73歳 (S27.6.2～ S28.6.1)	35,505	14,750	2,305	21,303	8,850	1,383	14,202	5,900	922	7,101	2,950	461
74歳 (S26.6.2～ S27.6.1)	38,435	15,650	2,420	23,061	9,390	1,452	15,374	6,260	968	7,687	3,130	484
75歳 (S25.6.2～ S26.6.1)	41,715	16,275	2,535	25,029	9,765	1,521	16,686	6,510	1,014	8,343	3,255	507
76歳 (S24.6.2～ S25.6.1)	45,380	16,900	2,640	27,228	10,140	1,584	18,152	6,760	1,056	9,076	3,380	528
77歳 (S23.6.2～ S24.6.1)	49,485	17,500	2,725	29,691	10,500	1,635	19,794	7,000	1,090	9,897	3,500	545
78歳 (S22.6.2～ S23.6.1)	54,030	18,075	2,800	32,418	10,845	1,680	21,612	7,230	1,120	10,806	3,615	560
79歳 (S21.6.2～ S22.6.1)	59,055	18,750	2,885	35,433	11,250	1,731	23,622	7,500	1,154	11,811	3,750	577

重病克服支援制度

女性												
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者											
	500万円			300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
18～20歳 (H17.6.2～ H20.6.1)	665	325	75	399	195	45	266	130	30	133	65	15
21～25歳 (H12.6.2～ H17.6.1)	790	375	125	474	225	75	316	150	50	158	75	25
26～30歳 (H7.6.2～ H12.6.1)	995	500	160	597	300	96	398	200	64	199	100	32
31～35歳 (H2.6.2～ H7.6.1)	1,405	725	225	843	435	135	562	290	90	281	145	45
36～40歳 (S60.6.2～ H2.6.1)	2,050	1,100	305	1,230	660	183	820	440	122	410	220	61
41～45歳 (S55.6.2～ S60.6.1)	2,980	1,825	400	1,788	1,095	240	1,192	730	160	596	365	80
46～50歳 (S50.6.2～ S55.6.1)	3,750	2,375	500	2,250	1,425	300	1,500	950	200	750	475	100
51～55歳 (S45.6.2～ S50.6.1)	4,895	3,025	515	2,937	1,815	309	1,958	1,210	206	979	605	103
56～60歳 (S40.6.2～ S45.6.1)	6,025	4,025	595	3,615	2,415	357	2,410	1,610	238	1,205	805	119
61～65歳 (S35.6.2～ S40.6.1)	8,540	4,775	805	5,124	2,865	483	3,416	1,910	322	1,708	955	161
66～70歳 (S30.6.2～ S35.6.1)	11,270	6,375	905	6,762	3,825	543	4,508	2,550	362	2,254	1,275	181
71歳 (S29.6.2～ S30.6.1)	13,980	7,250	990	8,388	4,350	594	5,592	2,900	396	2,796	1,450	198

女性												
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者											
	500万円			300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
72歳 (S28.6.2～ S29.6.1)	15,350	7,525	1,025	9,210	4,515	615	6,140	3,010	410	3,070	1,505	205
73歳 (S27.6.2～ S28.6.1)	16,860	7,825	1,060	10,116	4,695	636	6,744	3,130	424	3,372	1,565	212
74歳 (S26.6.2～ S27.6.1)	18,435	8,100	1,095	11,061	4,860	657	7,374	3,240	438	3,687	1,620	219
75歳 (S25.6.2～ S26.6.1)	20,080	8,550	1,135	12,048	5,130	681	8,032	3,420	454	4,016	1,710	227
76歳 (S24.6.2～ S25.6.1)	21,775	9,050	1,165	13,065	5,430	699	8,710	3,620	466	4,355	1,810	233
77歳 (S23.6.2～ S24.6.1)	23,585	9,575	1,205	14,151	5,745	723	9,434	3,830	482	4,717	1,915	241
78歳 (S22.6.2～ S23.6.1)	25,605	10,200	1,240	15,363	6,120	744	10,242	4,080	496	5,121	2,040	248
79歳 (S21.6.2～ S22.6.1)	27,890	10,825	1,280	16,734	6,495	768	11,156	4,330	512	5,578	2,165	256

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 60歳以下の方が、特約を新規付加することができます。
- 重病克服支援制度のみお申込みの場合、記載の掛金のほかに制度運営費として200円が必要となります。

保険金の年金受取について

保険金の年金受取が可能です。受取方法を柔軟に選択できます。

保険金額 (全額一時金の場合)		受取イメージ(例)						
		初期費用	1年	2年	3年	4年		
本人・配偶者	500万円	一時金 100万円	+	年金月額 約8.3万円 ×12カ月	年金月額 約8.3万円 ×12カ月	年金月額 約8.3万円 ×12カ月	年金月額 約8.3万円 ×12カ月	年金原資 400万円
	300万円	一時金 100万円	+	年金月額 約5.5万円 ×12カ月	年金月額 約5.5万円 ×12カ月	年金月額 約5.5万円 ×12カ月	年金原資 200万円	
	200万円	一時金 100万円	+	年金月額 約2.7万円 ×12カ月	年金月額 約2.7万円 ×12カ月	年金月額 約2.7万円 ×12カ月	年金原資 100万円	
	100万円	一時金 100万円	のみ					

※年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。

※年金受取金額は、1カ月あたりの金額を表記していますが、年金のお支払いは毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。

ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

※年金の取り扱いについては、下記をご覧ください。

<年金の取り扱いについて>

1. 年金の種類と型

●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。(定額型確定年金です)
2. 配当金

●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. 年金受取人

●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。

●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4. 年金のお支払い

●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。

●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。

●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
5. 年金払の対象となる保険金

●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部

●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- ・この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。



休職への備え

意向確認
ご加入前
ご確認

ビッグライフは、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業不能となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和7年12月1日(月)～令和8年11月30日(月)

加入対象者 **本人**

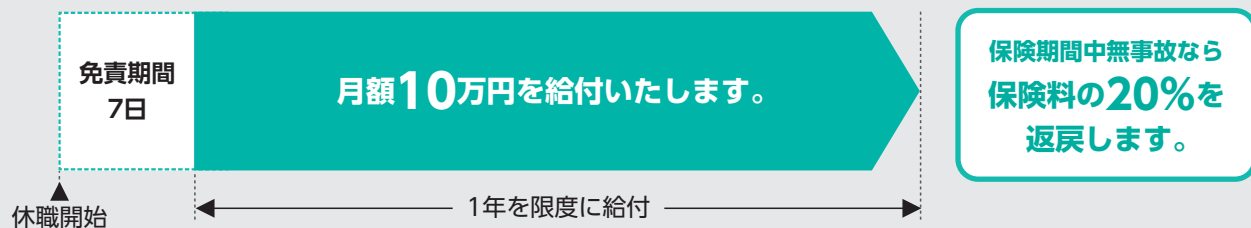
保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 病気やケガにより所定の就業不能が免責期間を超えて継続したとき、**補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。**^(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。
- 保険期間中に就業不能にならなかった場合、無事故戻しとして保険料の20%を返れいします。

給付のしくみ

保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで休職となった場合



●保険金の主なお支払い事例

保険金給付例(イメージ)

- ・加入内容(本人:下記の契約に加入)

コース名	免責期間	補償対象期間	保険金月額
2コース または 4コース	7日	1年	10万円

- ・事象

2026年3月1日、テニスの練習中、右アキレス腱を切ってしまう。即日、アキレス腱縫合手術・リハビリのため入院し、2か月と20日休職した。2026年5月21日職場復帰。

- ・保険金お支払いのイメージ

保険金お支払い事由

保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した就業不能が、免責期間を超えて継続したとき保険金をお支払いします。^(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

お支払いする保険金＝保険金月額^{*1} × お支払い対象月数^{*2}

※1 保険金月額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額となります。
※2 免責期間を除き、補償対象期間を限度とする月数(1か月未満は日割)



【支払保険金】

免責期間終了後の就業不能期間…2か月と13日^{*3}(免責期間7日を除きます。)

支払保険金…保険金月額 100,000円 × (2か月 + 13日/30日) = 243,333円

※3 1か月未満の日数については、1か月を30日とした日割計算をします。

●月額掛金 (単位:円)

・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	保険金月額 15万円 7コース	保険金月額 15万円 8コース	保険金月額 10万円 2コース	保険金月額 10万円 4コース
18～19歳 (H17.12.2～H19.12.1)	7日	1年	860	860	570	570
20～24歳 (H12.12.2～H17.12.1)			1,250	1,250	830	830
25～29歳 (H7.12.2～H12.12.1)			1,410	1,410	940	940
30～34歳 (H2.12.2～H7.12.1)			1,740	1,740	1,160	1,160
35～39歳 (S60.12.2～H2.12.1)			2,170	2,170	1,450	1,450
40～44歳 (S55.12.2～S60.12.1)			2,710	2,710	1,810	1,810
45～49歳 (S50.12.2～S55.12.1)			3,240	3,240	2,160	2,160
50～54歳 (S45.12.2～S50.12.1)			3,760	3,760	2,500	2,500
55～59歳 (S40.12.2～S45.12.1)	7日	1年	4,010	4,010	2,670	2,670
60～64歳 (S36.6.2～S40.12.1)			4,220	4,220	2,810	2,810

- ・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.83**



長期休職
への備え

意向確認
ご加入前
のご確認

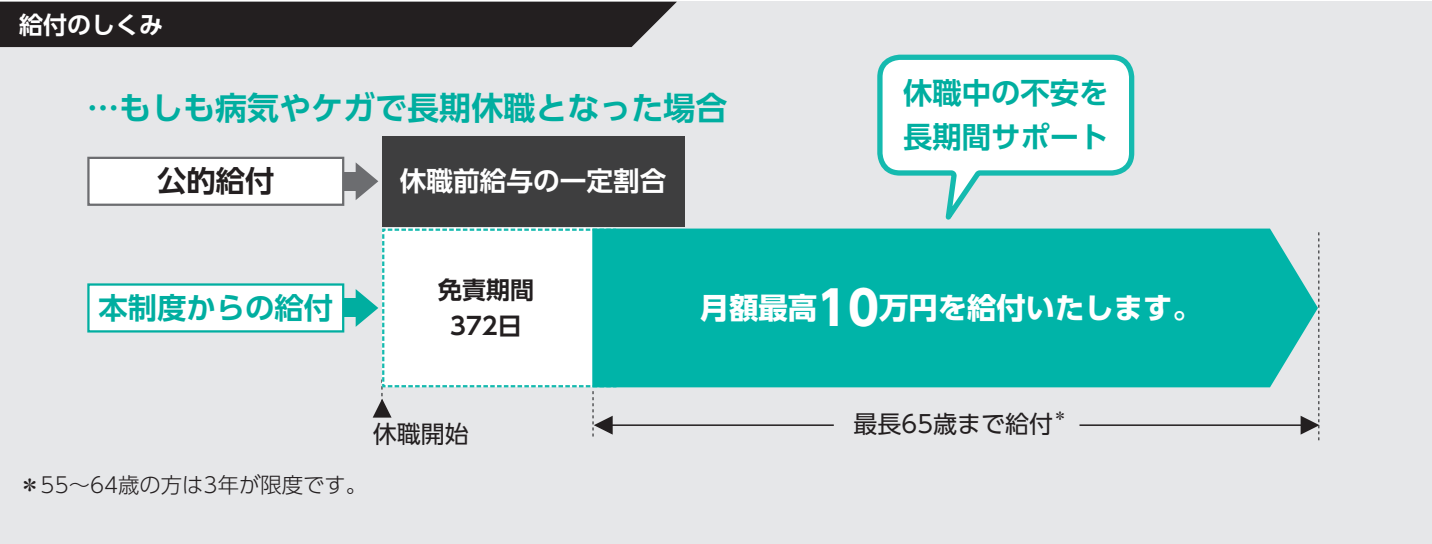
ワイドライフは、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和7年12月1日(月)～令和8年11月30日(月)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 病気やケガにより所定の就業障害が免責期間を超えて継続したとき、
保険金をお支払いします。^(注)
(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。



●月額掛金 (単位：円)

・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性			女 性		
			保険金月額 10万円 3コース	保険金月額 10万円 4コース	保険金月額 10万円 8コース	保険金月額 10万円 3コース	保険金月額 10万円 4コース	保険金月額 10万円 8コース
18～24歳 (H12.12.2～H19.12.1)	372日	65歳	874	874	874	595	595	595
25～29歳 (H7.12.2～H12.12.1)			910	910	910	766	766	766
30～34歳 (H2.12.2～H7.12.1)			982	982	982	1,036	1,036	1,036
35～39歳 (S60.12.2～H2.12.1)			1,207	1,207	1,207	1,523	1,523	1,523
40～44歳 (S55.12.2～S60.12.1)			1,838	1,838	1,838	2,469	2,469	2,469
45～49歳 (S50.12.2～S55.12.1)			2,712	2,712	2,712	3,586	3,586	3,586
50～54歳 (S45.12.2～S50.12.1)	3年	3年	3,910	3,910	3,910	4,811	4,811	4,811
55～59歳 (S40.12.2～S45.12.1)			2,523	2,523	2,523	2,676	2,676	2,676
60～64歳 (S35.6.2～S40.12.1)			4,388	4,388	4,388	4,109	4,109	4,109

- ・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.84**



保険期間 令和7年12月1日(月)～令和8年11月30日(月)
加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 初期支援給付特約で、就業不能開始後の初期の出費にも備えることができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約、オプション保障：初期支援給付特約】

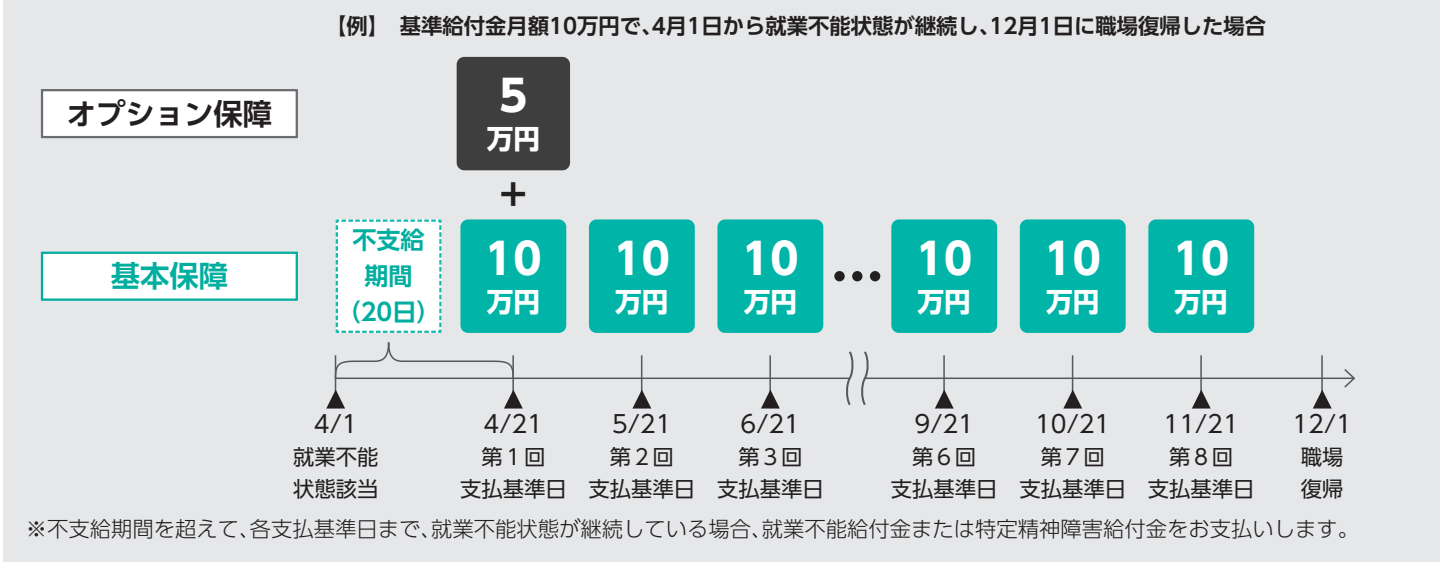
保障内容		10万円コース	5万円コース
基本保障	病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) ＜主契約＞ [就業不能給付金]	基準給付金 月額 10万円	基準給付金 月額 5万円
	所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) ＜特定精神障害給付特約＞ [特定精神障害給付金]		
	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金が支払われるとき ＜初期支援給付特約＞ [初期支援給付金]		
オプション保障		5万円	2.5万円

(注) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。
ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。
(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)
就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

意向確認 ご加入前 ご確認

就業不能サポートは、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

給付イメージ



給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
就業不能給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	36回
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	18回

- 給付金の受取人は次の通りです。
給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.76**

給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.79**

加入取扱いに関するご注意



- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

掛金

●月額掛金（単位：円）
＜基本保障：主契約・特定精神障害給付特約、オプション保障：初期支援給付特約＞

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

男 性				
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)		5万円 (5万円コース)	
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	オプション 保障	基本保障	オプション 保障
18～20歳 (H17.6.2～H20.6.1)	1,020	175	510	88
21～25歳 (H12.6.2～H17.6.1)	1,050	170	525	85
26～30歳 (H7.6.2～H12.6.1)	1,060	170	530	85
31～35歳 (H2.6.2～H7.6.1)	1,190	195	595	98
36～40歳 (S60.6.2～H2.6.1)	1,290	200	645	100
41～45歳 (S55.6.2～S60.6.1)	1,400	215	700	108
46～50歳 (S50.6.2～S55.6.1)	1,690	255	845	128
51～55歳 (S45.6.2～S50.6.1)	2,180	325	1,090	163
56～60歳 (S40.6.2～S45.6.1)	3,120	485	1,560	243
61～65歳 (S35.6.2～S40.6.1)	4,500	805	2,250	403
66～69歳 (S31.6.2～S35.6.1)	5,540	1,095	2,770	548

女 性				
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)		5万円 (5万円コース)	
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	オプション 保障	基本保障	オプション 保障
18～20歳 (H17.6.2～H20.6.1)	1,110	245	555	123
21～25歳 (H12.6.2～H17.6.1)	1,100	215	550	108
26～30歳 (H7.6.2～H12.6.1)	1,340	250	670	125
31～35歳 (H2.6.2～H7.6.1)	1,510	265	755	133
36～40歳 (S60.6.2～H2.6.1)	1,550	260	775	130
41～45歳 (S55.6.2～S60.6.1)	1,780	270	890	135
46～50歳 (S50.6.2～S55.6.1)	2,080	310	1,040	155
51～55歳 (S45.6.2～S50.6.1)	2,250	345	1,125	173
56～60歳 (S40.6.2～S45.6.1)	2,770	415	1,385	208
61～65歳 (S35.6.2～S40.6.1)	3,690	615	1,845	308
66～69歳 (S31.6.2～S35.6.1)	3,890	695	1,945	348

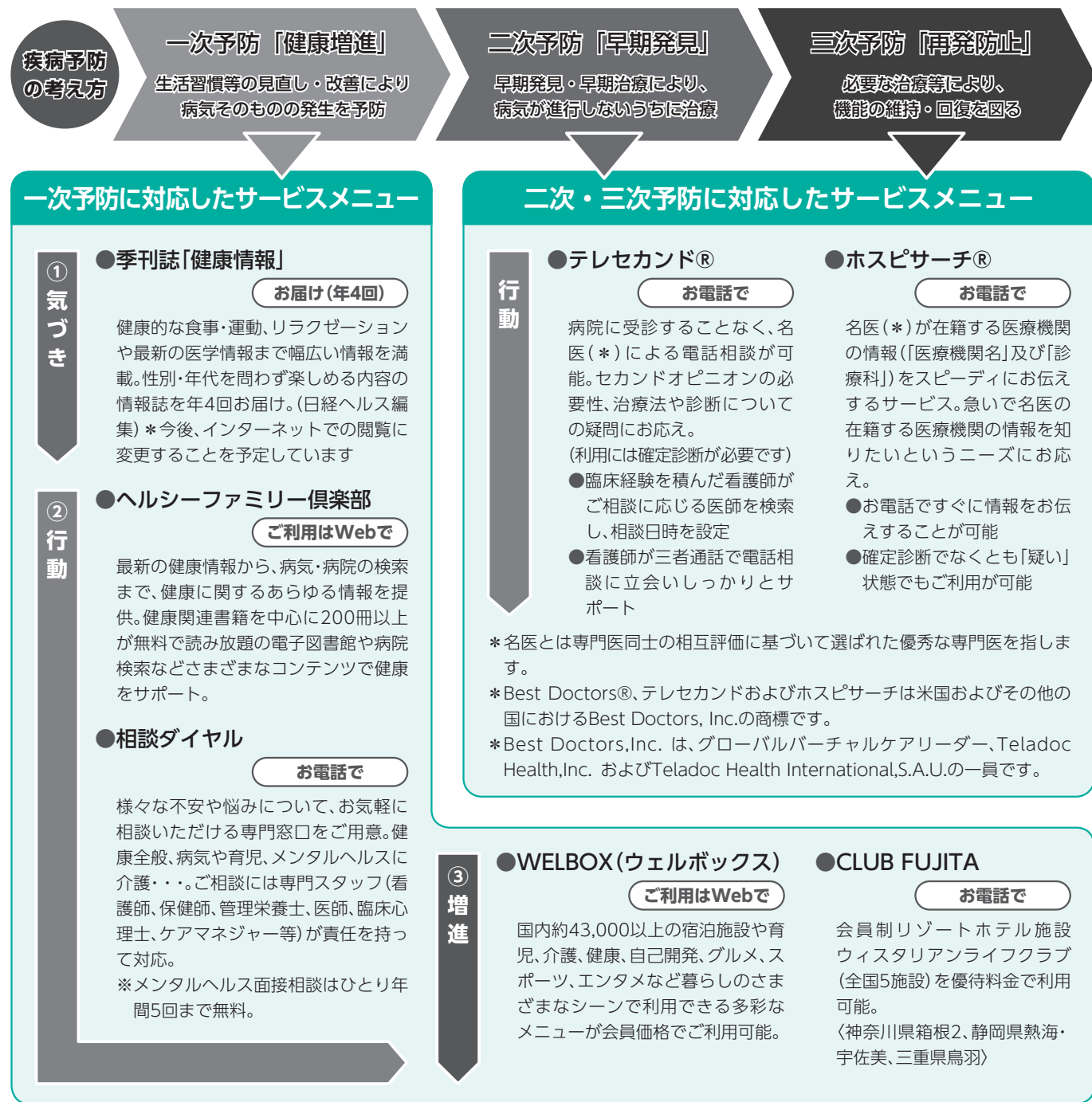
- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

健康なココロとカラダは、楽しい未来へのパスポート

加入対象者 **本人**

※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ず重病克服支援制度とセットでご加入ください。

■ サービスの概要 疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



■「健康づくりサポート」の取扱い

加入期間	加入期間1年間(令和7年12月1日～令和8年11月30日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。	運 営 費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかなを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)
------	--	-------	--

■ 個人情報に関する取扱いについて

- 1. 個人情報の利用目的**
取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。
- 2. 個人情報の取扱いの委託について**
利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます。))が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。
- 3. 保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について**
当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。

■「健康づくりサポート」加入者規約

- 第1条 (目的)**
健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。
加入者がより健康増進に邁進できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。
- 第2条 (加入資格等)**
1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。
2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。
- 第3条 (運営費)**
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかなを問わず返還いたしません。
- 第4条 (加入者証の付与)**
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。
- 第5条 (健康情報の提供)**
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。
- 第6条 (サービスの内容)**
1. サービスとは、以下のものを指します。
① 健康情報に関するサービス
(1) 健康情報誌等による各種健康情報の提供
(2) 電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談
(3) その他
② 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介
この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 当社が第1条の目的に沿い提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したこと

【お問い合わせ先】明治安田ライフプランセンター(株)
(事務委託先)
団体サービス部
生活・健康サービスグループ
03-5952-5069

- 4. 個人情報提供の任意性**
氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。
健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

によって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。
3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。

- 第7条 (届出事項の変更)**
1. 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。
2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

- 第8条 (脱退ならびに加入者資格の喪失の場合の取扱い)**
1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。
2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入者資格を喪失します。
3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。
4. 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。

- 第9条 (加入期間)**
1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。
サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。
2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。

- 第10条 (データ保護)**
当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。

- 第11条 (規約の変更)**
本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。

- 第12条 (契約の終了)**
1. 本契約は所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。
2. 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記の会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

【サービス内容等に関するお問い合わせ先】
健康づくりサポート事務局：0120-567-074
(平日9:00~17:00)
MYLP-パー25-健サ-002



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	67
保険金・給付金をお支払いできない場合について	68
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	68
あ・ん・し・ん	68
傷害保険	70
医療保障保険	71
医療費あ・ん・し・ん制度	72
就業不能サポート	76
総合医療サポート<基本コース>	79
総合医療サポート<付加コース>	81
重病克服支援制度	83
ビッグライフ	83
ワイドライフ	84
その他	86

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

あ・ん・し・ん・総合医療サポート<基本コース>・重病克服支援制度

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

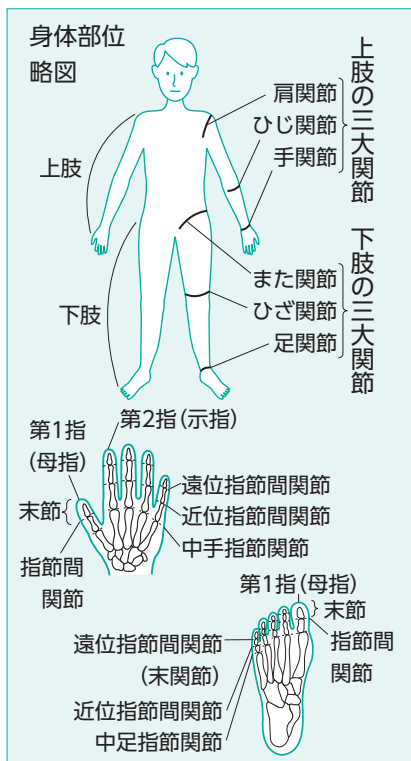
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。



3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

あ・ん・し・ん・傷害保険・医療保障保険・医療費あ・ん・し・ん制度・就業不能サポート・総合医療サポート<基本コース>・総合医療サポート<付加コース>・重病克服支援制度・ビッグライフ・ワイドライフ

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注ビッグライフ・ワイドライフを除く)、●その他上記と同等の事由があったとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

あ・ん・し・ん

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
災害保険金	この特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日以後に発病した特定感染症を直接の原因として保険期間中に死亡した場合	災害保険金額
障害給付金	この特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当した場合	障害給付金額 (身体障害の程度に応じて、災害保険金額の100%~10%)
入院給付金	この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に入院を開始した場合 (災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。 「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。)	入院給付金日額×入院日数 (同一の不慮の事故による保険期間中の入院日数が5日以上となった入院であること)

【災害保険金】(災害保障特約について)
給付割合表

等級	身体障害の程度	給付割合
第1級	高度障害条項(7項目)と同じ	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%

第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

身体障害の程度とは

※高度障害状態の身体障害の程度については「高度障害状態について」をご覧ください。

1. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。
- (2)「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

- (1)聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオージオメータで行います。
- (2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
- (3)「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が70デシベル以上(40cmを超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

- (1)「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2)「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (2)「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

7. 脊柱の障害

- (1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3)「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

8. 手指の障害

- (1)手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2)「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

- (1)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
災害保険金 障害給付金 入院給付金	●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がありま

傷害保険

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院保険金の支払事由に該当した場合で、事故発生の日からその日を含めて730日が限度
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて730日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。
- ・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。

- 外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害を原因とする場合に限りです。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等(注1)を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注2)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等(注1)装着により固定していることが確認できる場合に限りです。
 - ① 長管骨(注3)または脊柱
 - ② 長管骨(注3)に接続する3大関節部分(注4)
 - ③ 肋(ろつ)骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りです。
 - ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りです。(注1)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿(たい)骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りです。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限りです。))およびハローベストをいいます。
- (注2)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。
- (注3)上肢の上腕骨、橈(とう)骨および尺骨ならびに下肢の大腿(たい)骨、脛(けい)骨および腓(ひ)骨をいいます。
- (注4)上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■ 保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 通院保険金	● 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ● 戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故 ● 告知義務違反によりご契約が解除された場合(注) ● 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ● 山岳登山(ビックル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ● 自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ● 妊娠・出産・早産・流産による傷害 ● 脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ● 法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ● 自殺行為・闘争行為による傷害

など

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

医療保障保険

■ 保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
 - (注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
 - (注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
 - 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設
- (注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
 - ・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ① その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
 - ② その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

■ 保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	● 契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ● その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ● その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ● その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ● 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
死亡保険金	● その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ● 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ● 戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■ 約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がありま

医療費あ・ん・し・ん制度

■ 給付金のお支払いについて

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限りです。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

＜給付金に関するご注意＞

【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。
- 【入院支援給付金について】
 - 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
 - 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
 - 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
 - 入院支援給付金がお支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはありません。
 - 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
 - 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

【先進医療給付金について】

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。

- 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。
 - ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
 - ・先進医療以外の評価療養のための費用
 - ・選定療養のための費用
 - ・食事療養のための費用
 - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。
 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
 2. その医療技術ごとの「適応症」
 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

■別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。
 - (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分 類 項 目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
消化器の悪性新生物	C15－C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43－C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
腎尿路の悪性新生物	C64－C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00－D09
性状不詳または不明の新生物①	D37－D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50－D89

備考

- ①たとえば、真正赤血球増加症＜多血症＞(D45)、骨髓異形成症候群(D46)、慢性骨髓増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。
- ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

- (2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成
(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

就業不能サポート

給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	＜第1回＞ 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき ＜第2回以降＞ 被保険者の保険期間満了時まで到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
特定精神障害給付金	＜第1回＞ 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき ＜第2回以降＞ 被保険者の保険期間満了時まで到来する第2回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
初期支援給付金	傷害または発病した疾病により、保険期間満了時まで第1回就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態に該当したとき 特定精神障害により、保険期間満了時まで第1回特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態に該当したとき	基準給付金月額の2分の1をお支払いします。

- (注1)「不支給期間」とは
「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

【就業不能給付金について】

- 「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院(注2)もしくは診療所(注2)への治療を目的とした入院(注3)(注4)または医師の指示による自宅療養(注5)をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。
- 「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
 - ①その被保険者についての加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
 - ②その被保険者についての加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
 - ③その被保険者についての保険期間の満了時まで開始した就業不能状態であること
- 「支払基準日」とは、以下と定義します。
 - ①第1回支払基準日
第1回の就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回の就業不能給付金が支払われる場合に限ります。)
 - ②第2回以降の支払基準日
第1回の支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

- (注2)病院、診療所
「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
(2)上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
- (注3)入院
「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- (注4)治療を目的とした入院
美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。
- (注5)自宅療養
「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

【特定精神障害給付金について】

- 「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。

※注意いただきたいこと

対象となる特定精神障害の分類コード

分 類 項 目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F 00－F 09(ただし、F 00、F 01、F 02およびF 03を除く)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F 20－F 29
気分[感情]障害	F 30－F 39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F 40－F 48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F 50－F 59(ただし、F52、F54およびF55を除く)
成人の人格及び行動の障害	F 60－F 69
心理的発達の障害	F 80－F 89(ただし、F 80、F 81、F 82およびF 83を除く)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F 90－F 98(ただし、F 93、F 94およびF 98を除く)

- 「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
 - ①その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
 - ②その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること
 - ③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること
- 「特定支払基準日」とは、以下と定義します。
 - ①第1回特定支払基準日
第1回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日(第1回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)
 - ②第2回以降の特定支払基準日
第1回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

【初期支援給付金について】

- 初期支援給付金を以下の場合にお支払いします。
 - ・この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに次のすべてを満たす所定の就業不能状態に該当したとき
 - ①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の所定の就業不能状態であること
 - ②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする所定の就業不能状態であること
 - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに開始した所定の就業不能状態であること
 - ④その被保険者について第1回の就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態であること
 - ・この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに次のすべてを満たす特定就業不能状態に該当したとき
 - ①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の特定就業不能状態であること
 - ②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする特定就業不能状態であること
 - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに開始した特定就業不能状態であること
 - ④その被保険者について第1回の特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態であること

＜給付金のお支払いに関するご注意＞

- 被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態(以下「先発就業不能状態」といいます。)に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態(以下「後発就業不能状態」といいます。)に再び該当した場合で、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて1つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします(先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。)。
 - ①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたとき
 - ②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時までに、後発就業不能状態に該当したとき
 - ③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき

- ※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。
- 就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。
- 特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。
- 就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき(特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。))には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。
- 保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約(または特約)が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。
 - ①この保険契約(または特約)の保険期間が満了し、保険契約(または特約)が更新されないとき
 - ②この保険契約(または特約)が解約されたとき
 - ③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき

※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害(注1) ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存(注2) ⑨その被保険者の妊娠、出産(注3) ⑩類(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。) ⑪地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑫戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
特定精神障害給付金 (注4)	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑤戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
初期支援給付金	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金をお支払いできない場合

- (注1)精神障害
「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。(*1)

分 類 項 目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F 00－F 09(ただし、F 00、F 01、F 02およびF 03を除く)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害(*2)	F 10－F 19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F 20－F 29
気分[感情]障害	F 30－F 39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F 40－F 48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F 50－F 59(F54を除く)
成人の人格及び行動の障害	F 60－F 69
知的障害<精神遅滞>	F 70－F 79
心理的発達の障害	F 80－F 89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F 90－F 98
詳細不明の精神障害	F 99

- (*1)分類コードF00(アルツハイマー病の認知症)、F01(血管性認知症)、F02(他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症)、F03(詳細不明の認知症)およびF54(他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因)に規定される内容は、免責事由に該当しません。
- (*2)薬物依存に該当するものを除きます。

- (注2)薬物依存
「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

- (注3)妊娠、出産
「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。

(注4) 下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分 類 項 目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F54
性機能不全, 器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

■約款規定について

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

総合医療サポート<基本コース>

■保険金・給付金のお支払いについて

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
- 入院給付金(疾病・災害入院給付金)、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

加入日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害により、保険期間中に被保険者がつぎの「お支払いする場合」に該当したときは、保険金・給付金をお支払いします。

項目	お支払いする場合	お支払内容
災害入院給付金	不慮の事故による傷害で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※同一事故による入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。
疾病入院給付金	疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払限度の対象外です。
集中治療給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理を受けられたとき	集中治療室管理1日につき、入院給付金日額と同額をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。
手術給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられたとき	手術1回につき、入院給付金日額×(対象となる手術の種類に対する給付倍率)をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
手術後療養給付金	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、手術の日から継続して30日以上入院されたとき	手術1回につき、手術を受けた日の入院給付金日額×10をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

- 災害入院給付金と疾病入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。
- 次の3つの入院は、疾病入院給付金のお支払対象となります。
 - ①加入日以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
 - ②加入日以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - ③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院
- 【入院について】【転入院または再入院された場合】【2回以上入院された場合】については、医療保障保険の記載を参照ください。
- 【入院中に保険期間が満了した場合】
 - 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了(高度障害で保険期間が満了した場合を含む)し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。
- 「不慮の事故」「三大疾病」「所定の集中治療室管理」「所定の手術」については、「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。

<ご注意>

【三大疾病の治療を目的とした入院について】

- 三大疾病の治療を目的とした入院については、入院給付金のお支払制限(1入院365日、通算1,095日)はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

- 対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含みます。
- 「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。)

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
災害入院給付金 疾病入院給付金 集中治療給付金 手術給付金 手術後療養給付金	●被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき(ただし、災害入院給付金を除きます。) ●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為によるとき ●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないとき(ただし、手術給付金・手術後療養給付金を除きます。)

総合医療サポート<付加コース>

◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
三大疾病入院保険金	三大疾病の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数(日数制限なし)
糖尿病・高血圧入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 ＊1回の入院に対し365日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
女性疾病入院保険金	女性疾病の治療を目的として入院したとき	
三大疾病手術保険金	三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 ＊手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。
糖尿病・高血圧手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
腎臓病・肝臓病手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
女性疾病手術保険金	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	介護保険金額 ＊1回を限度とします。
親介護保険金	被保険者の親が公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または被保険者の親が保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	親介護保険金額 ＊1回を限度とします。

- 入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。
- 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません注。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。
- 注したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
 - ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
- 被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。
- 同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髓異形成症候群、慢性骨髓増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
------------------------	--	---

急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患 2. 腎尿細管間質性疾患 3. 腎不全	4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウイルス肝炎 7. 肝疾患	

●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物※上皮内がんは含みません	
乳房および女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	5. 女性生殖器の非炎症性障害 6. 女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	11. 分娩の合併症 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く) 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

瘢痕(はんこん)の原因となった傷害または疾病	1. 瘢痕(はんこん)に対する植皮術 2. 瘢痕(はんこん)形成術(非観血手術を除く)
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)

●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
- ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
認知症により介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ)興奮し騒ぎ立てる。 (ヘ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集める。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 (三大疾病入院保険金、 三大疾病手術保険金を 除く)	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 など
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限りま す。 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

重病克服支援制度

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

ビッグライフ

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業不能が、免責期間を超えて継続したとき ^(注)

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

就業不能が続いた場合、免責期間終了後(8日目)から1年を限度として、保険金が支払われます。また、一度就業不能が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業不能となったとき、後の就業不能は前の就業不能と同一とみなします。

【就業不能の定義について】

就業不能とは、被保険者が身体障害を被り、次のいずれかに該当する事由により業務に全く従事できない状態をいいます。
(イ)その身体障害の治療のため、入院していること
(ロ)(イ)以外で、その身体障害につき医師の治療を受けていること

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業不能である期間1カ月について、保険金月額をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業不能開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額のお支払いとなります。
また、補償対象期間中の就業不能である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。
※初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業不能の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後
に就業不能になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。
①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が就業不能になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
※他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【無事故戻しについて】

保険期間中に保険金を支払うべき就業不能が発生しなかった場合は、無事故戻し返れい金としてお支払いいただいた保険料の20%を保険契約者にお返しします。
ただし、無事故戻し返れい金をお返しした後に、その保険期間中に開始した就業不能に対し、保険金をお支払いする場合は、お支払いする保険金と無事故戻し返れい金を精算させていただきます。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業不能が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業不能はお支払いの対象となりません^(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業不能につきましては保険金をお支払いいたします。
^(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをください。脱退後に開始した就業不能は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業不能が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

- 次のいずれかに該当する就業不能については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業不能 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業不能 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業不能 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業不能 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業不能 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業不能 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業不能 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ●脱退後に開始した就業不能 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

ワイドライフ

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき ^(注)

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

加入日（継続加入の場合は更新日）現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後（373日目）	満65歳に達した日
満55歳以上の方		3年を限度

●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
(イ)その身体障害の治療のため、入院していること
(ロ)(イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
(ハ)(イ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
- 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$
 で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません注。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
注したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動（テロ行為を除く）などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等で医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 ●脱退後に開始した就業障害
	など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

その他

補償の重複について

ビッグライフ・ワイドライフ

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約（他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
所得補償保険 団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

重病克服支援制度

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

医療費あ・ん・し・ん制度・就業不能サポート

- 給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情注があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。

注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

- 指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 - 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - 2. 被保険者の直系血族
 - 3. 被保険者の兄弟姉妹
 - 4. 被保険者の3親等内の親族
 - 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。
 - ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
 - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)
- お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
 - * 給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
 - * 給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

総合医療サポート<基本コース>・重病克服支援制度

- 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情注がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。
 - 注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 - 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - 2. 被保険者の直系血族
 - 3. 被保険者の兄弟姉妹
 - 4. 被保険者の3親等内の親族
 - 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
 - ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
 - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
 - * 保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
 - * 保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

傷害保険・総合医療サポート<付加コース>・ビッグライフ・ワイドライフ

- ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
 - ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- または上記②以外の3親等内の親族
- ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

あ・ん・し・ん・医療保障保険・医療費あ・ん・し・ん制度・就業不能サポート・総合医療サポート<基本コース>・重病克服支援制度

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

傷害保険・総合医療サポート<付加コース>・ビッグライフ・ワイドライフ

- 保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日注からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。
 - 正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- 注下線部分について
 - 【傷害保険】の場合は「事故が発生したときは、事故の発生の日」
 - 【ワイドライフ】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」
 - 【ビッグライフ】の場合は「就業不能が開始したときは、就業不能の開始の日」
- となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

総合医療サポート<付加コース>・ビッグライフ・ワイドライフ

- 告知の大切さについて、ご確認ください。
- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時[※]からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時[※]から1年を経過していても、保険期間開始時[※]からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。
 - ※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただけます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9：00～17：00)までご連絡ください。

約款規定について

総合医療サポート<基本コース>・重病克服支援制度

約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

傷害保険・総合医療サポート<付加コース>・ビッグライフ・ワイドライフ

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/)に掲載しています。

保険契約の解除について

傷害保険・総合医療サポート<付加コース>・ビッグライフ・ワイドライフ

- 【重大事由による解除について】
 - 保険金を取得する目的で事故や就業障害、就業不能、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】
被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

あ・ん・し・ん・医療保障保険・医療費あ・ん・し・ん制度・就業不能サポート・総合医療サポート＜基本コース＞・重病克服支援制度

【ご照会・ご相談窓口】
●加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス「https://www.seiho.or.jp/」）
●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

傷害保険・総合医療サポート＜付加コース＞・ビッグライフ・ワイドライフ

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】
制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。
【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】
損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社　お客さま相談室
0120-255-400（フリーダイヤル（無料））
受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）
【一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター】＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡（指定紛争解決機関）＞
引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター
0570-022808（ナビダイヤル（有料））
※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。
受付時間：午前9時15分～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

保護機構について

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「https://www.seihohogo.jp/」をご覧ください。
【傷害保険】
●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。
【総合医療サポート＜付加コース＞・ビッグライフ・ワイドライフ】
●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について　～あなたのご契約内容が登録されます～

医療保障保険・医療費あ・ん・し・ん制度

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型・個人型）契約（以下「医療保障保険契約」といいます。）のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
医療保障保険契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社「明治安田生命保険相互会社」が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。
【登録事項】　（1）被保険者の氏名、生年月日および性別　（2）保険契約の種類（無配当団体医療保険、医療保障保険（団体型・個人型））
（3）治療給付率　（4）入院給付金日額または基準給付金額
（5）保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型）の場合、契約者名
（6）保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、契約者の住所（市・区・郡までとします。）　（7）契約日
※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。
※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

傷害保険

徳島県学校用品協会有限会社	電話番号：088-679-1358
明治安田生命保険相互会社	電話番号：087-821-6811

総合医療サポート＜付加コース＞・ビッグライフ・ワイドライフ

徳島県学校用品協会有限会社	電話番号：088-679-1358
明治安田生命保険相互会社	電話番号：087-821-6811

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

徳島県学校生活協同組合

088-679-1357

〒779-3233 徳島県名西郡石井町石井字石井1845番地1

明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部四国公法人営業推進部

087-821-6811

〒760-0017 香川県高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル2階

受付期間：平日(土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間：9:00～17:00まで

MY-A-25-団-005308 MY-A-25-医-005309 MY-A-25-団医-005310 MY-A-25-D I -005311 MY-A-25-無医-005312 MY-A-25-特疾-005313
MYG-A-25-傷-169 MYG-A-25-L-170 MYG-A-25-S-171 MYG-A-25-医-172 MYLP-パ-25-健サ-002